

ドレスデン会議（1850/51年）の経済史的意義（中）

——オーストリア・レヴァント貿易と「中部ヨーロッパ関税連合」構想——

武 田 元 有 *

目 次

はじめに

〔Ⅰ〕ウィーン体制とドイツ関税制度 (以上前号)

〔Ⅱ〕1848・49年革命とドイツ関税制度

〔Ⅲ〕ドレスデン会議と関税統一計画 (以下次号)

むすび

〔Ⅱ〕1848・49年革命とドイツ関税制度

本節ではドイツ三月革命（1848・49年革命）の関税問題を検討したいが、ドイツ史上における三月革命の意義・動向については既に十分な研究蓄積があるため、⁽⁰¹⁾ 以下では連邦レベルにおける国民議会の活動、諸邦レベルにおける各邦の対応という二元構造とともに、後者におけるプロイセン・オーストリア両邦の対抗関係に留意しつつ、関税統一問題をめぐる勢力関係を整理したい。

（1）ドイツ国民議会と関税制度

連邦レベルで問題となるのは国民議会の生成・展開であるが、先行研究の関心は憲法制定の推移・帰結に集中しているため、以下その経緯とあわせて、並行する関税論争の展開を確認したい。

① ドイツ三月革命とデンマーク戦争

まず政策論争の主体となる権力機構の編成について、立法・行政機関の順に確認しておこう。

i) 連邦議会の消滅と国民議会の成立

立法機関については、連邦唯一の公式機関であったフランクフルトの「連邦議会」*Bundestag* の解体と、新たな「国民議会」*Nationalversammlung* の創出が焦点となる。フランス二月革命を契機として、1848年3月5日に西南諸邦の自由主義者はハイデルベルク集会を開催し、連邦制度の再編と国民議会の創設を決議、その実現に向けて「七人委員会」*Siebenerausschuß* を任命する。続く3月31日－4月4日の「準備議会」*Vorparlament* では、国民議会の領域として連邦領外の丁領シュレスヴィヒ公国及び普領東西プロイセン両州の編入、換言すれば普領ポーゼン州及び奥領非ドイツ領域の保留・排除が、また議席配分の方法（人口50,000人につき1名）が、確認された。⁽⁰²⁾ 対する旧来の連邦議会も連邦制度の刷新に着手し、3月9日に連邦旗（黒赤金の三色旗）・連邦章を制定、10日に各邦代表の諮問機関「十七人委員会」*Siebzehnerausschuß* を組織、30日に連邦議会の代表選挙（人口70,000人につき1名）を通達した。だが4月7日には方針を転換して国民議会の選挙を是認したため、国制改革＝憲法制定の主導権は旧来の連邦議会から新たな国民議会に移行する。⁽⁰³⁾ なお十七人委員会自身はその後も憲法起草を続け、4月27日の「十七人憲法草案」*Siebzehn-entwurf*

* 鳥取大学 教育支援・国際交流推進機構 教養教育センター 兼務教員（高等教育開発センター 教授）

は、国民議会によって公認こそされなかったが、領域範囲（プロイセン王国全土・シュレスヴィヒ公国の編入）や権力機構に関して、国民議会の議論に一定の影響を与えた。⁽⁰⁴⁾

各邦での選挙活動を経て5月18日にフランクフルトの聖パウロ教会で「ドイツ憲法制定国民議会」が開催され、バイエルンの自由主義者ゲーゲルン Heinrich Gagern が議長に就任した。正規・代理の議員合計 830 名の社会的な出自としては、学者・官吏らの知識人層 Akademiker＝教養市民が圧倒的な割合を占めたことが知られている。⁽⁰⁵⁾ 5月24日には、①「先議・請願委員会」Prioritäts- und Petitionsausschuß（15名）、②「国民経済委員会」Volkswirtschaftlicher Ausschuß（30名）、③「憲法委員会」Verfassungsausschuß（30名）が組織され、後二者がそれぞれ経済問題・憲法制定を検討することになった。実現すべき国家形態をめぐって国民議会の議員は次第に党派を形成し、右派＝ミラニ派 Café Milani（40名）は諸邦政府の独立を重視、中央右派＝カジノ派 Kasino（122名）は立憲君主主義の中央政府を、中央左派＝ヴェルテンベルガー・ホーフ派 Württemberger Hof（48名）は議会主義の君主政体を志向する一方、左派＝ドイッチャー・ホーフ派 Deutscher Hof（45名）は議会主義の共和政府を、極左＝ドンネルスベルク派 Donnersberg（47名）は民衆運動に立脚する共和政府を、それぞれ主張した。⁽⁰⁶⁾

ii) デンマーク戦争の勃発と臨時政府の成立

国民議会は、統一憲法の適用領域としてユトランド半島の丁領シュレスヴィヒを含めたが、この措置によって宗主国デンマークとの国際紛争が発生している。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国は1460年よりデンマーク王国と同君連合を形成する自治公国であったが、アイダー川以南のホルシュタイン公国が全てドイツ民族の居留地帯であって、ドイツ連邦にも帰属したのに対して、アイダー川以北のシュレスヴィヒ公国は国境地帯にデンマーク系住民を抱え、ドイツ連邦領外に位置していた。このためシュレスヴィヒのドイツ系住民にとってドイツ連邦への加盟は悲願であって、1848年3月18日に連邦加入を要求したが、逆にデンマーク新王フレデリック七世（1848-63年）はシュレスヴィヒの完全併合を宣言した。これに対してプロイセンは、経済的にはバルト海沿岸との連絡を確保するとともに、政治的にはドイツ統一問題の主導権を握るべく、両公国のデンマーク離脱・ドイツ連邦加盟を支持し、4月10日にハノーファー、ブラウンシュヴァイクとともに連邦軍として出兵する。だが、国内に異民族を抱えるロシアのニコライ一世（在位1825-55年）は、革命活動・民族独立の領内波及を警戒し、むしろデンマーク王国の両公国支配を支持する一方、1846年に穀物輸入を解禁したイギリスは、自由党ラッセル内閣・外相パーマストン（在任1846-51年）のもとで、経済的には商業資本のバルト海貿易利害を保全するべく、デンマーク王国のユトランド半島支配を是認した反面、政治的にはドイツ国民議会の自由主義・国民主義を後援するべく、ドイツ人居留地帯のドイツ連邦帰属に同調したため、妥協案としてシュレスヴィヒ公国の南北分割を提起した。最終的に8月26日のマルメー休戦条約（7ヶ月期限）によって、デンマーク王国はシュレスヴィヒ併合を放棄した反面、シュレスヴィヒ公国も連邦加盟を断念することになった。⁽⁰⁷⁾

こうした国際問題に対応するため、国民議会は憲法制定に先行して対外的代表権を組織する必要に迫られ、6月24日の決議で「臨時中央政府」Provisorische Zentralgewalt を創出し、25日には「帝国摂政」Reichsverweser としてオーストリアのヨハン大公 Erzherzog Johann を選任、「首相」Reichsministerpräsident にバイエルンのライニンゲン Karl Friedrich von Leiningen、外相にハンブルク弁護士のヘクシャー Johann Heckscher、商相にブレーメン市議のドックヴィッツ Arnold Duckwitz を選出した。⁽⁰⁸⁾ これを受けて連邦議会は7月12日に臨時政府に対する権限の委譲を決議し、1815年以来30余年の活動を停止する。⁽⁰⁹⁾ だが臨時政府は、連邦議会と同様、独自の権力機構（軍隊・

財源)を保持しなかったため、実質的にプロイセンが軍事・外交を先導せざるを得ず、その是非をめぐる早くも歩調が乱れ、同年9月5日に首相・外相は辞職、オーストリア代表シュメルリング Anton von Schmerling が後任の首相兼外相に就任した。⁽¹⁰⁾

② 憲法委員会とドイツ帝国憲法(フランクフルト憲法)

憲法委員会はまず同年7月3日から国民の基本権 Grundrechte の審議を開始し、⁽¹¹⁾ 漸く10月19日から国制関連の検討に入るが、10月27日の決議では、統一国家の対象領域としてドイツの部分のみ包摂(=「非ドイツ的部分」 nichtdeutschen Länder を分離)し(第2条)、非ドイツ領域との結合は同君連合としてのみ認める(第3条)、所謂「大ドイツ主義」 Großdeutschum 方式を採択した。この方式は実質的にハプスブルク帝国をオーストリア本土とハンガリー王国とに分離することを意味したから、首相シュメルリングは、オーストリア代表として、あくまで帝国全域の編入を求め、同年12月15日に辞任する。⁽¹²⁾ 後任首相ガーゲルンは、折衷案・妥協案として、12月18日に「二重連邦」 Doppelbund = 「狭く広い連邦」 engerer und weiterer Bund を提起し、①プロイセン王国とドイツ諸邦との連邦国家 Bundesstaat (狭い連邦)の形成、②この連邦国家とオーストリア帝国との国家連合 Staatenbund (広い連合)の形成を打診したが、オーストリアの後任代表メンシェンゲン Ferdinand Mensshengen は12月28日の書簡によってこの計画も拒否した。⁽¹³⁾ このため国民議会は以後プロイセン中心の「小ドイツ主義」 Kleindeutschum に基づく憲法制定を進め、1849年3月27日に「ドイツ帝国憲法」(フランクフルト憲法)を採択する。⁽¹⁴⁾

その概要であるが、まず第一部は帝国領土の範囲に関して、ドイツ諸邦・非ドイツ諸邦の結合関係は、それぞれ別個の憲法・政府を保有する国家の同君連合に限って認可されることを規定し、したがってオーストリアが支配する非ドイツ領域(ハンガリー・イタリア)を対象領域から除外した。次に第二部は帝国・諸邦の関係を規定し、帝国の権限として、第1章は外交、第2章は戦争・講和、第3章は軍事を移管した。なお帝国陸軍は各邦陸軍を母体に編成されるが、海軍は帝国の専権事項とされた。また第10章は帝国の財源として、間接税(関税・消費税)を指定したほか、財源不足・緊急事態における諸邦の分担金 Matrikularbeitrag 及び帝国税 Reichssteuer の導入を認めた。続く第三部は「国家元首」 Reichsoberhaupt = 君主を規定し、第1章は皇帝 Kaiser が諸侯から選任され、男系長子に世襲されること、第2章は行政機関に関して、君主は責任内閣を編成すること、大臣は副署を通じて皇帝の統治行為に責任を追うことを規定した。第四部は立法機関=「帝国議会」 Reichstag に関して、上院の「連邦院」 Staatenhaus は各邦代表192名(最大でプロイセンの40名、最小で自由市の1名:任期6年)によって、下院の「国民院」 Volkshaus は25歳以上男子の直接普通選挙で選出される議員(人口10万人につき1名:任期4年)によって、編成されることを規定した。なお第五部は「帝国裁判所」 Reichsgericht を、第六部は国民の基本権を、それぞれ規定する。⁽¹⁵⁾

全体として、一定の権限・財源を保持する中央政府を樹立して諸邦分立を抑制するとともに、中央政府については一定の権限を保持する閣僚・議会を創出して君主権力を統制し、かくして旧来の分権的な君主政体から、集権的な共和政体への移行を志向するものであった。

③ 経済委員会と統一関税制度

次に経済委員会の関税論争を見よう。国民議会の代表全体に占める実業家の比重は決して高くないが、⁽¹⁶⁾ 経済問題は憲法問題と並んで個別の専門委員会が組織された領域である。このため先行研究でも、国民議会の経済問題に対する関心は高いが、本邦では市民革命の領主・農民関係に関す

る比較史的観点から、なかでも農業・土地問題の再編に多大な関心が払われてきた。⁽¹⁷⁾ だが経済委員会にとって、憲法における経済条項の整備や土地制度の調整とともに、外国貿易をめぐる問題、なかでも関税税率の設定、及び各邦バラバラな関税制度の統一も、重要な課題であった。

まず対外税率＝貿易政策の路線については、工業国家イギリスに対して東エルベの穀物輸出を促進するべく自由貿易を維持するか、むしろライン地方の工業生産を育成するべく保護貿易を強化するか、関税税率の設定が最大の争点であった。だが経済委員会 30 名の編成を見ると、自由貿易論者はブレーメン代表の商相ドックヴィッツ、ハンブルク代表 E・メルク Ernst Merck など少数派にとどまり、過半の 22 名は F・リストの経済理論を支持する保護貿易論者であった。なかでも初代委員長 F・レネ Friedrich von Rönne（プロイセン商務院官僚）、その後任 J・アイゼンシュトゥック Jakob Eisenstuck（ザクセン企業家）、副委員長 K・ブルック（オーストリア・ロイド汽船会社）をはじめ、委員では G・メヴィッセン Gustav Mevissen（ライン企業家）、M・モール Moritz Mohl（ヴェルテンベルク経済学者・財務官僚）、K・マティ Karl Mathy（バーデン財務・通商大臣）らの存在が注目される。⁽¹⁸⁾ なお院外の利害団体としては、自由貿易勢力として商業利害の「商人協会」Verein des Kaufleute が、また保護主義陣営として産業利害の「祖国の労働保護のための一般ドイツ協会」Allgemeiner deutscher Verein zum Schutze der Vaterländischen Arbeit が、それぞれ関税改革をめぐる運動を展開した。1848 年 5 月－49 年 3 月における請願のうち、自由貿易を要求する署名は 20,000 名であったのに対して、保護関税の陳情が 3,700 通（その署名は 370,000 名）に達した。⁽¹⁹⁾

全体として、上述の憲法委員会では、君主制・分邦主義を重視する右派・中央右派が優位を保ち、共和制・集権主義を標榜する穏健・急進左派が劣勢であったが、経済委員会では領土・農業利害の穀物輸出＝自由貿易を支持する前者に対して、むしろ市民・産業利害の産業育成＝保護貿易を提唱する後者が優勢であった。だがライン地方の産業資本メヴィッセンらは、経済的には産業利害の旗手として、左派勢力と連携して保護貿易を推進するべき立場にありながら、政治的には中央右派の一翼として、むしろ右派勢力と協調して君主政体・分邦主義を指向したため、中央政府の強化を意味する保護貿易には警戒を示し、むしろ分邦主義と調和する自由貿易との連携を求めることになる。かくして 7 月 14 日のアイゼンシュトゥック＝モールの保護貿易論が少数意見に転じる一方、9 月 22 日の商相ドックヴィッツの自由貿易論が多数意見を占めるに至り、続く国民議会の裁決でも、前者の 175 票に対して後者が 262 票を確保し、保護関税の採用は頓挫したのである。⁽²⁰⁾

次に関税統一の問題であるが、経済委員会メンバーの多くは既に 1840 年代を通じて、ドイツ関税同盟の領域を、租税同盟・ハンザ都市・オーストリアを含む中欧全体に拡大する必要を主張していた。保護貿易論の始祖リストは 1843 年の『関税同盟新聞』Zollvereinblatt において関税同盟・オーストリアの関税統一を推奨しており、M・モールは南ドイツの産業利害から既に 1842 年に『アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙上で、メヴィッセンはライン地方の産業利害から 1848 年の書簡において、いずれもドイツ関税同盟とハプスブルク帝国領域との関税統合を主張している。また三月革命期には一般ドイツ協会もオーストリア・ハンガリーとの関税統一を支持した。商相ドックヴィッツは上記 9 月 22 日の覚書において関税制度の統一と中央政府への権限集約を提起しているが、前述の如くドイツ国民議会は、憲法制定の枠組として、まず 10 月に大ドイツ主義を採択してオーストリアの非ドイツ領域を放棄し、続く 12 月には小ドイツ主義を採用してオーストリア本体も分離した結果、オーストリアとの市場統合は頓挫することになった。それでも経済委員会は、その適用範囲についてはともかく、1849 年 2 月 4 日のアイゼンシュトゥック＝モール覚書によって、経済活動を拡大する手段として流通・関税制度を統一する必要については合意し、従来各邦が保持してきた流通・

関税制度の権限を中央政府に集約する方向で、憲法条項の起草を進めた。⁽²¹⁾

かくして1849年3月のフランクフルト憲法は、帝国・諸邦関係を規定する第二部において、各邦の枠組を越えた広域的な経済活動を帝国の管轄事項として認定している。まず第4章は沿岸・河口に関して、該当諸邦が関連施設を管理するが、その使用に関して諸邦船舶の対等待遇を保証すること、当該施設での課税は必要経費の確保に必要な範囲とし、海外航行に関する課税は帝国が管理することとした。次に第5章は河川航行に関して、複数の諸邦を接続する国内河川・湖沼の船舶航行・木材輸送については帝国が管轄すること、諸邦船舶の河川航行は通行料金を免除されること、諸邦の整備した港湾施設の使用料金は必要経費の補填に必要な範囲で設定し、外国船舶に対する課税は帝国が管理することとした。第6章は陸路の鉄道・国道について、各邦が領内の鉄道・国道を管理し、帝国が指揮監督すること、また諸邦が領内の鉄道建設を放棄した場合、帝国自らが敷設事業を遂行する権利を保持することとした。第7章は関税・消費税に関して、帝国は統一の関税・通商領域を形成すること、全ての内国関税は廃止されること、統一関税の例外として連邦権力は自由港を認めること、関税・消費税率の決定は帝国権力に帰属すること、関税収入の一定金額が帝国財政に充当され、残額は各邦に分配されること、以上を規定している。第8章は郵便・電信制度を、第9章は通貨・度量衡・信用制度を、帝国の権限として規定している。⁽²²⁾

かくして当該憲法は、形式上ハプスブルク帝国領域を除外したとはいえ、これまでドイツ関税同盟が試みては挫折してきた、北西ドイツ諸邦を含む小ドイツ主義的な関税制度の統一を実現するものであった。換言すれば、この計画は、プロイセン中心のドイツ関税同盟を、より広域の新たなドイツ帝国に吸収するものであったと言える。

④ 国民議会の消滅

こうした国制・関税制度を含む憲法を採択した国民議会は、当該憲法の規定する皇帝の候補としてプロイセン国王を指名し、3月28日に可決した。だがプロイセン政府は、あくまで欽定憲法＝君主主義の実現を志向し、同年4月3日に民定憲法＝議会主義の受諾を正式に拒否する。これに対して中小28邦は、4月14日の共同文書によって帝国憲法の支持を表明したが、プロイセン政府は28日に国民議会との絶縁を宣言したため、帝国憲法の実現は最終的に挫折する。⁽²³⁾

以後5月9日に臨時政府のガーゲルン内閣が解散し、21日にヴィトゲンシュタイン内閣 Sayn-Wittgenstein が成立・存続したものの、国民議会の議員の多くは既に本国に帰還したため、残留議員の「残骸議会」Rumpfparlament は5月30日にシュツットガルトへと移転、6月18日に名実とも消滅する。⁽²⁴⁾ こうした憲法運動の挫折をめぐって5月上旬にはドレスデン・プファルツ・バーデンで一連の暴動（「五月革命」Mairevolution）が勃発したが、いずれも鎮圧された。⁽²⁵⁾ かくして国制・関税制度を規定したドイツ帝国憲法の施行は挫折したのである。また、旧来の連邦議会の解体に続く、後継の国民議会の解散によって、形式的にはなお臨時政府・帝国摂政は残存していたものの、実質的に各邦の相互関係を規定する公式の枠組は消滅することになった。

註

(01) 個別研究は枚挙にいとま無いが、総括的な著作として、林健太郎『ドイツ革命史』山川出版社、1990年。概略は、成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系・ドイツ史』〔第2巻〕山川出版社、1996年、第7章。国制は、山田晟『ドイツ近代憲法史』東大出版会、1963年、15-18頁、F・ハルトゥング（成瀬治・坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史——15世紀から現代まで——』岩波書店1980年、256-267頁。事実関係・文書史料については、評価に賛否あるが、E. R. Huber, *Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960 (2.

- Aufl., 1988), Bd. 2; ders. (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, 3Bde., Stuttgart, 1961, Bd. 1.
- (02) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 593- 594, 598- 604; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 78, S. 271- 273; 林、前掲書、31-35、55-70 頁、成瀬他編、前掲書、297-299、302-303 頁。
- (03) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 595- 598; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 80, S. 274- 275.
- (04) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 767- 775; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 91, S. 284- 290.
- (05) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 606- 607; 林、前掲書、69-70 頁。
- (06) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 613- 619; 林、前掲書、71-77 頁。
- (07) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 660- 681; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 189, S. 460- 461; 林、前掲書、83-89 頁。また、百瀬宏・熊野聡・村井誠人編『北欧史』〔新版・世界各国史㊦〕山川出版社 1998 年、213-216 頁。
- (08) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 623- 630; 林、前掲書、77-80 頁、成瀬他編、前掲書、303-304 頁。
- (09) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 631- 633; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 83, S. 277- 278.
- (10) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 630; 林、前掲書、81-82、89、92 頁。
- (11) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 774- 783; 林、前掲書、127-128 頁。
- (12) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 796- 800, 630- 631; 林、前掲書、130-131 頁。なお大ドイツ主義をめぐるオーストリア代表団は 3 派に分裂し、42 名が賛成、37 名が反対、36 名が棄権した。P. J. Katzenstein, *Disjoined Partners: Austria and Germany since 1815*, Berkeley, 1976, pp. 70- 71; M. Botzenhart, „Die österreichische Frage in der deutschen Nationalversammlung 1848/ 49“, M. Gehler/ R. F. Schmidt/ H.- H. Brandt/ R. Steininger (Hg.), *Ungleiche Partner? Österreich und Deutschland in ihrer gegenseitigen Wahrnehmung: Historische Analysen und Vergleiche aus dem 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart, 1996, S. 119- 120.
- (13) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 800- 803; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 93, S. 291- 292; Nr. 94, S. 292- 293.
- (14) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 815- 816; 林、前掲書、129-138 頁、成瀬他編、前掲書、320-321、342-344 頁。この投票でオーストリア代表団の大ドイツ主義支持者は 2 名に激減した。P. J. Katzenstein, *op. cit.*, pp. 70- 71.
- (15) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 821- 831; 林、前掲書、138-141 頁; F・ハルトゥング、前掲邦訳、261-263 頁。憲法条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, S. 304- 324; 高田 敏・新宿正典編訳『ドイツ憲法集』信山社 2001 年、「フランクフルト憲法」(1849 年 3 月 28 日)、21-54 頁。
- (16) 国民議会の経済界出身者として、シュターデルマンは 140 名（うち商工業者 50 名）、フーバーは 110 名（農業 60 名・商人 46 名・手工業者 4 名）という数値を挙げている。R・シュターデルマン（大内宏一訳）『1848 年ドイツ革命史』創文社 1978 年、162-163 頁、E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 610- 611。なお本邦では柳澤氏が 77 名（農業 36 名、商業・運輸 21 名、手工業者 11 名、企業経営 9 名）、川越氏が 106 名（農業経営 46 名・経済市民 56 名・手工業者 4 名）という数値を示している。成瀬他編、前掲書、302-303 頁。
- (17) 柳澤 治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店 1974 年、第 II 部「三月革命の変革運動」。
- (18) P. Albrecht, *Die volkswirtschaftlichen und sozialen Fragen in der Frankfurter National- Verfassung*, Hall, 1914, S. 8- 13; W. Schneider, *Wirtschafts- und Sozialpolitik im Franfurter Parlament*, Frankfurt a. M., 1923, S. 17- 22; 柳沢、前掲書、384-386 頁。
- (19) 各種利害団体については、H. Best, *Interessenpolitik und nationale Integration 1848/ 49: Handelspolitische Konflikte im frühindustriellen Deutschland*, Göttingen, 1980, S. 246- 247.
- (20) P. Albrecht, *a. a. O.*, S. 18- 26; W. Schneider, *a. a. O.*, S. 88- 97, 102- 106; 柳澤、前掲書、387-393 頁。自由貿易の議論は、A. Duckwitz, *Memorandum die Zoll- und Handelsverfassung Deutschlands betreffend*, Bremen, 1848.
- (21) P. Albrecht, *a. a. O.*, S. 26- 29; W. Schneider, *a. a. O.*, S. 97- 102, 107- 146; 柳澤、前掲書、402-404 頁。
- (22) E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, S. 306- 309; 高田・新宿編、前掲邦訳、25-29 頁。
- (23) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 817- 820; 林、前掲書、138-144 頁。
- (24) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 856- 861, 877- 882; 林、前掲書、145-148 頁。
- (25) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 861- 877; 林、前掲書、148-168 頁。

(2) プロイセン

次に領邦レベルの国内統一・関税問題への対応について、有力二邦のプロイセンから確認しよう。

① ベルリン三月革命とブランデンブルク反動内閣

プロイセン王国では1848年3月18日のベルリン人民集会を契機として武力衝突が発生し、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世 Friedrich Wilhelm IV (在位1840-61年)は一連の布告によって体制変革＝憲法制定・議会開設を認め、3月29日にはライン地方の市民階級カンフハウゼン Ludorf Camphausen の内閣が成立した。4月2日には身分制的な「連合州会」 Vereinigter Landtag を召集し、4月8日に間接普通選挙を導入した後、ドイツ国民議会選挙との同日選挙を経て、5月22日に「プロイセン国民議会」 Nationalversammlung が開催される。前述のドイツ国民議会の代表は自由主義的な中央右派＝有産者層から選出されたが、プロイセン国民議会の主力は民主主義的な中央左派＝無産者層によって編成され、当面は保守派の君主主義に対抗する手段として、自由派・民主派の共同戦線が形成された。だが6月18日の民衆暴動＝ベルリン武器庫襲撃事件を契機として、自由派・民主派の連携は崩れ、続く自由派のアウエルスヴァルト＝ハンゼマン内閣 Ludorf Auerswald/ David Hansemann は両派の調停を試みたものの、9月8日に辞職した。以後、民主派の大衆運動を包囲する防壁として、むしろ保守派・自由派の接近が進み、9月21日に穏健な軍人プエール Ernst Puel の内閣が、続く11月8日に反動的なブランデンブルク内閣 Brandenburg (1848-50年)が成立し、9日の勅令によって国民議会は停止、12日の戒厳令によって軍隊が首都を制圧する。⁽⁰¹⁾

国民議会の解散に続き、内相マントイフェル Otto Theodor von Manteuffel が憲法整備を進め、まず1848年12月5日に欽定憲法が公布されるが、一連の修正を経て1850年1月31日に憲法改正が行われた。⁽⁰²⁾ このうち1848年12月5日の欽定憲法(全112条)は、議会解散・革命鎮圧を背景として、何よりも保守的な君主主義体制の再建を志向している。その第1章の領土規定は、プロイセン王国の領土として現行版図の保全を規定し、したがってドイツ国民議会が議論した非ドイツ的部分(普領ポーゼン州)の分離を拒絶している。また第3章の国王規定は、保守派の国王大権を保証しており、国王は不可侵性・大臣任免権、法律公布権、議会解散権を通じて立法・行政を統制するほか、軍隊統帥権、外交権(宣戦・講和・条約締結)を保持する。なお大臣はあくまで国王に対して責任を負い、議会に責任を負う議院内閣制ではない。だが1848年の欽定憲法は、こうした君主規定の反面、革命運動の再燃を防ぐため、議会での修正審議を条件としながらも、自由主義的な人権条項・普通選挙を認めたことも事実である。まず第2章の人権規定は、人身・財産・信仰・学問・言論・出版・武装・集会・結社の自由を保証した。また第5章の議会規定は、国民議会を上下二院編成とし、上院の「第一院」 Erste Kammer (定数180・任期6年)は地方組織(州・県・郡)の代表によって、下院の「第二院」 Zweite Kammer (定数350・任期3年)は成年男子の普通選挙によって、組織された。議会は立法権を保有するほか、第4章の大臣規定で大臣弾劾権、第8章の財政規定で予算承認権を保持した。だが法律・予算の成立は君主・議会両院の三者協賛を条件としたほか、個別立法の欠如から大臣弾劾権も効力をもたなかった。なお末尾に一連の一般規定が付属するが、その第107条は、軍隊に対して君主への忠誠義務を課す反面、憲法の遵守義務を免除している。見られるように、全体として君主主義・議会主義の論理が同居する二元構造が特徴となっている。⁽⁰³⁾

当該憲法の規定する国民議会は、1849年1月の選挙を経て2月末に召集され、議員総数344名のうち保守派の180名に対して自由派も164名を占めた。だが当該議会は、3月27日のドイツ帝国憲法＝君主主義的議会国家を支持したほか、4月25日には戒厳令の廃止を決議して政府と対立したため、26日には解散される。以後1849年5月30日の三級選挙法(納税基準・間接・公開選挙)と7

月17日の議会選挙、8月7日の議会両院の召集と憲法修正の審議（12月18日満了）を経て、1850年1月31日に改正憲法（全119条）が成立したのである。⁽⁶⁴⁾ その概要を見れば、第1章の領土規定、第3章の国王規定に大きな修正は無く、国土・君主大権が保全された反面、第2章の人権規定では、出版の自由が制限されたほか、市民軍団の規定が削除され、第5章の議会規定では、第一院は、地方代表としての性格を失い、むしろ王族・勅撰の終身・世襲議員など身分制的な編成を、また第二院は、普通選挙に代わる三級選挙によって編成され、保有資産＝階級的な編成を特質としたほか、議会閉鎖時の緊急事態における大臣の行政命令を保証した。かくして君主主義原理・議会主義原理の折衷は温存されつつも、全体として君主制的な色彩が強いものとなっている。⁽⁶⁵⁾

② ラドヴィッツのドイツ「連合」構想

次にドイツ統一問題をめぐるプロイセンの対応として、所謂「連合」計画の動きを見よう。

i) ドイツ「連合」構想と三王同盟

フランクフルトのドイツ国民議会が1848年12月に国民統一の方式として小ドイツ主義を採用すると、プロイセン政府は1849年1月23日の各邦宛て回状によってプロイセン中心の帝国建設に強い意欲を示した。⁽⁶⁶⁾ だがドイツ国民議会が1849年3月27日の憲法公布によって君主権力を制限する国制を構想し、続く28日にその皇帝としてプロイセン国王を指名すると、プロイセン国内ではその是非をめぐって政府・議会が鋭く対立している。まず2月末に召集されたプロイセン国民議会は、邦内では自由主義を抑圧する戒厳状態の打破を試みる一方、邦外ではドイツ国民議会の志向する君主制的議会主義の実現に賛同し、プロイセン国王の皇帝即位も支持した。⁽⁶⁷⁾ これに対してブランデンブルク内閣は、プロイセン国家の形態として立憲君主制を整備するなか、ドイツ統一国家の枠組についてもあくまで欽定憲法＝君主主義の実現を志向し、同年4月2日の閣議を経て、3日には民定憲法＝議会主義の受諾を正式に拒否、28日には国民議会との絶縁を宣言した。⁽⁶⁸⁾

かくしてプロイセン政府は統一計画から離脱したが、その理由はあくまで民定憲法の議会主義国家に対する反感からであって、国王・首相ともプロイセン中心の国内統一それ自体を断念した訳ではない。現に連邦議会の消滅に続く国民議会の解散によって、諸邦関係を規定する枠組に空白が生じるなか、1849年4月には腹心の政治顧問J・ラドヴィッツ Joseph von Radowitz が就任し、5月9日の覚書によって、プロイセン中心のドイツ帝国 Deutsches Reich と、オーストリア中心のハプスブルク帝国との、国家連合＝「ドイツ連合」 Deutsche Union の形成を構想している。⁽⁶⁹⁾

ラドヴィッツは5月17日にベルリン五国会議（プロイセン・バイエルン・ザクセン・ハノーファー・ヴェルテンベルク王国）を開催し、連合計画の実行を提案した。これに対してザクセンは、5月3-5日のドレスデン蜂起＝「五月革命」に対処する上でプロイセンとの連携は不可欠であったから、ラドヴィッツの連合計画にも好意を示したが、南ドイツ両邦はプロイセンの覇権主義を警戒し、参加に難色を示した。このためプロイセンはひとまず5月26日に「三王同盟」 Dreikönigsbündnis（プロイセン・ザクセン・ハノーファー）を組織し、三国の「管理委員会」 Verwaltungsrat と、エルフルト「仲裁裁判所」 Schiedsgericht を設置した。続く5月28日にはドイツ連合の憲法として「連合憲法」 Unionsverfassung が起草され、その編成はフランクフルト憲法を基盤としたが、君主主義的要素が強化され、プロイセン国王の「国家主席」 Reichsvorstand への就任、「諸侯会議」 Fürstenkollegium の組織、「国民議会」 Reichstag（連合議会）の設置、「上院」 Staatenhaus は各邦（政府・臣民）から選出、「下院」 Volkshaus は間接・納税資格・三級選挙で選出、等々が規定された。⁽¹⁰⁾

この連合憲法をめぐるプロイセン国内の動きを見ると、君主制を支持する保守派が議会制度の導

入に反対したほか、プロイセン国民議会において共和主義・普通選挙を指向していた左派勢力も等級選挙の採用に反対した。これに対してドイツ国民議会において小ドイツ主義統一を支持した自由主義右派(ダールマン・ガーゲルン)は、ゴータの会合で支持を表明し、連合計画の支持基盤(「ゴータ派」Gothaer)を形成した。だが諸邦の反応を見れば、オーストリアは8月27日に連邦盟主の立場からプロイセン中心の統合を批判したほか、7月12日にはバイエルン、9月26日にはヴェルテンベルクも連合計画を拒否するに至った。かくして全36邦のうち、有力な中等諸邦を含む合計8邦(7君主国+自由市フランクフルト)が分邦主義の観点からプロイセン覇権主義の拡大に反対し、小邦を中心とする28邦が連合計画を支持したのである。⁽¹¹⁾

ii) エルフルト連合とベルリン諸侯会議

諸邦関係をめぐる対立が深まるなか、普墺両国は現存の帝国摂政を継承する連邦権力の形成について交渉を進め、9月30日の暫定連邦中央委員の形成に関する墺普合意=「暫定協定」Interim(10月13日批准)によって、以下の点を確認した。すなわち、①当面1850年5月1日まで、墺普両国が連邦全邦の名において中央権力の行使を継承する、②暫定協定の目的は、加盟諸邦の独立・不可侵性の維持のために、またドイツの対内的・対外的な安全のために、ドイツ諸邦・自由市の国際法的な連合としてドイツ連邦を維持することにある、③暫定協定の間、ドイツ憲法問題は諸邦の自由な合意に委ねられ、また連邦規約・第4条によって連邦議会・総会が管轄してきた問題も同様である、④暫定協定が満了してもドイツ憲法問題が決着しない場合、諸邦政府はこの協定の継続に合意する、⑤連邦規約によって連邦議会・小委員会が管轄してきた問題は、フランクフルトの連邦委員会 Bundes-Kommission に委ねられる、連邦委員会は墺普各々2名の代表で編成され、他の諸邦は単独ないしは共同で代表を送ることができる、⑥委員会メンバーは選出母体に対して責任を負うとともに、共同協議によって議決するが、合意に達しない場合、墺普政府の合意によって決議され、両国は必要に応じて仲裁請求を行う、仲裁は3邦によって行われ、うち2邦は墺普それぞれ1邦ずつ指名し、この2邦が残る1邦を指名する、連邦委員会は、連邦規約及び「連邦戦争規約」 Bundes-Kriegsverfassung にしたがって問題に対処する、⑦この提案が諸邦によって承認されたら、帝国摂政はその権限を譲位し、連邦から継承した権限・義務を墺普両国の君主に対して委譲する。この措置を受けて帝国摂政ヨハン大公は10月6日に権限委譲の意志を表明した後、最終的に12月20日になって退位し、ヴィトゲンシュタイン内閣も解散することになる。⁽¹²⁾ かくして国民議会に続く臨時政府の消滅によって、諸邦関係は普墺両国の動きに左右されることになったのである。

暫定協定は連邦権力の共同行使によってプロイセン覇権主義を牽制するものであったが、プロイセンはむしろその第3項が保証する憲法論議の自由を根拠として連合憲法の実現を急ぎ、10月19日に連合議会の下院選挙を公示する。だが原加盟国のザクセン・ハノーファーは、10月20日の共同覚書によって、両国が同意の要件としていた全邦加盟の未遂を根拠に、三王同盟の離脱を通達する。それでもプロイセンは再度11月17日に下院選挙を公示、その実施方法として11月27日に三級選挙制の下院選挙法を制定、1850年1月31日に下院選挙を実行する。プロイセン政府は前述した同じ1850年1月31日の改正憲法によって君主制的立憲国家を確立しており、連合憲法においてもプロイセン中心の君主制的国家連合を志向したのである。上院は政府代表・人民代表が半々で構成されたが、下院はプロイセン覇権主義を警戒する中等四邦の離脱によって半数がプロイセン、残りが中小諸邦から選出され、また三級選挙に抗議する穏健・急進左派=民主派の不参加によって、議席は保守派・自由派の二大勢力で編成された。以後2月13日の召集を経て、3月20日にエルフルト「連合議会」Erfurter Unionsparlament が開催される。ラドヴィッツは管理委員会の議長として、

迅速な連邦国家の樹立と統一国家の始動を優先し、上述 1849 年 5 月 28 日の連合憲法草案の一括採択を提案、4 月 13 日には下院が、17 日には上院が、いずれも保守派に対する自由派の優位のもとで憲法草案を承認したのである。またその「追加条項」Additionalakte では、新たな国家体制の名称として、当面は現行の「エルフルト連合」die Erfurter Union を維持し、オーストリアを除く全ての諸邦が加盟した段階で「ドイツ帝国」Deutsches Reich を採用することが確認された。連合議会は 4 月 29 日に「エルフルト憲法」die Erfurter Verfassung を決議、同日をもって閉会する。⁽¹³⁾

続く 5 月 1 日に暫定協定が失効した結果、普墺共同の連邦再編は挫折したため、以後プロイセンはエルフルト連合を基盤とする国家統一に着手した。だがプロイセン国内では、君主制の支持基盤である極右・保守派が自由・統一そのものに反対していたほか、ブランデンブルク内閣の現実路線はオーストリア・中等 4 邦との協調関係を重視し、ラドヴィッツの統一事業には慎重な空気が存在した。また国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世も、連合憲法における議会・代表制度の導入を個人的に嫌悪していたほか、伝統的な王室関係を結ぶロシア・ロマノフ家がヨーロッパ世界における議会主義の拡大を抑制するためにオーストリアと紐帯を強化している事実を無視することはできなかった。⁽¹⁴⁾ 他方、諸邦の動きを見ると、5 月 8 日にはベルリンで連合諸邦の諸侯会議 Fürstenkongreß が開催され、群小 26 邦の代表が参加したが、うち 12 邦がエルフルト憲法を無条件で承認するとどまった。このため 5 月 14 日の決議では、プロイセン国王が暫定の「連合主席」Unionsvorstand として承認されたものの、その任期は当面 7 月 15 日までの 2 ヶ月間に制限され、その間は連合の権力整備を保留するとともに、むしろ連邦組織をめぐる普墺交渉を継続することが確認された。⁽¹⁵⁾

エルフルト憲法が規定したベルリン諸侯会議は 6 月 12 日に開催され、ラドヴィッツの体調不良からジドウ Rudolf von Sydow が議長を務めたが、上記 26 邦のうち 4 邦（クール・ヘッセン、ヘッセン・ダルムシュタット、メクレンブルク＝シュトレリッツ、シャウムブルク＝リッペ）が参加を見合わせ、残る 22 邦が参加するとどまった。しかも上記の決議が満了する 7 月 15 日には、決議内容を 10 月 15 日までさらに 3 ヶ月延長することが確認され、計画の閉塞は明らかであった。⁽¹⁶⁾

かくしてドイツ国民議会の議会主義的な国内統一が、保守的なプロイセンの妨害で挫折したとすれば、プロイセンの君主主義的な国家統合同も、分邦的な中小諸邦の抵抗で頓挫したのである。

③ ドイツ関税同盟と関税改革論争

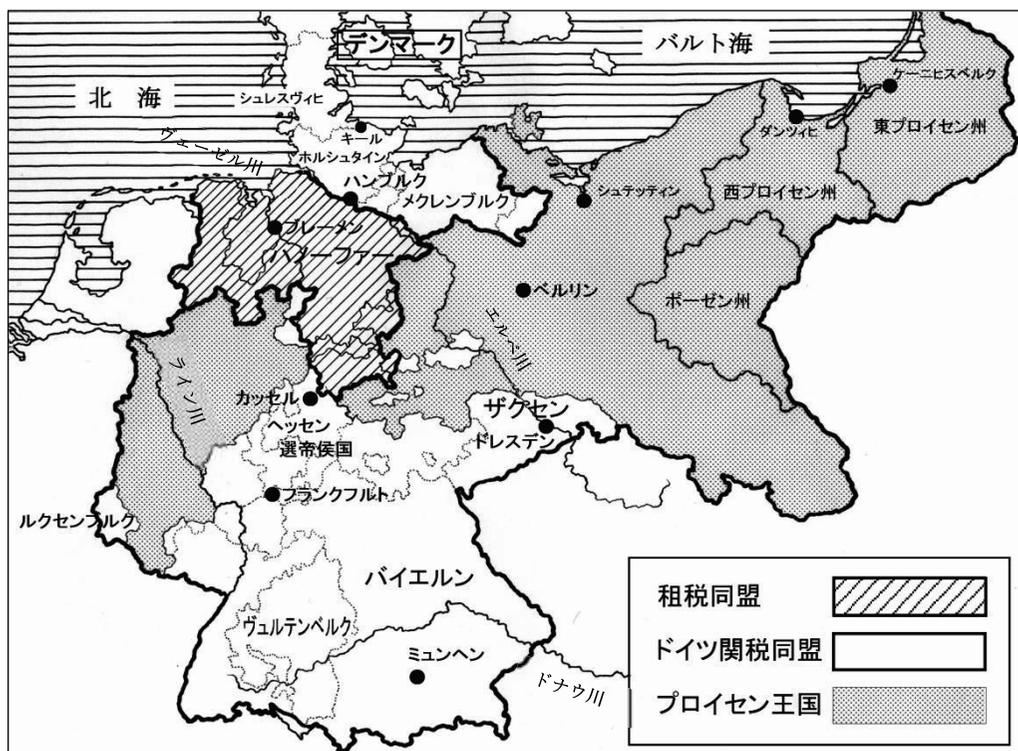
三月革命によって、オーストリア中心の政治的なドイツ連邦が消滅したのとは対照的に、プロイセン中心の経済的なドイツ関税同盟は依然として存続した。この点は、革命勢力がドイツ連邦の支配体制に対しては強い不満を抱いたのに対して、ドイツ関税同盟についてはその実績を認め、その将来に期待を寄せていたことを示唆している。むしろ国民議会の帝国憲法が挫折し、政治統合が失敗するなか、経済統合を実現する母体として、市民階級からその成長を期待されていたと言えよう。だがドイツ関税同盟がさしあたり次の点で問題を抱えていたことも事実である。

第一に関税制度の傾向として、これを規定するプロイセンの通商政策は、三月前期を通じて 1818 年のプロイセン関税法を継承する自由貿易路線を維持し、東エルベの農業利害が追求するイギリス向け穀物輸出を促進する反面、部分的に軽微な保護関税（1844 年の銃鉄関税・1846 年の綿糸関税）を導入したとはいえ、ライン地方の産業利害が要請するイギリス製品輸入の制限を軽視しており、産業資本の不満は高まりつつあった。このため関税同盟は、1848 年の総会で 1849—51 年の関税税率を審議する予定にしていたのであるが、三月革命の動乱によって総会の開催は延期されている。それでも加盟諸邦の通商官僚は、ドイツ国民議会において経済問題を審議するためフランクフルト

に参集していたから、あわせて関税同盟の臨時総会も同年8月にフランクフルトで開催されることになった。だが、連邦全体のレベルでは、前項で見た如くドイツ国民議会・経済委員会が自由貿易主義を支持したほか、プロイセン国家のレベルでも、カンブハウゼン・ハンゼマン自由主義内閣の商相パートウ Erasmus Robert von Patow は、保護関税の引上に伴う工業製品の価格上昇・輸出低下を懸念し、従来の自由貿易路線を維持している。かくして関税同盟の臨時総会においても、プロイセン代表は様々な品目の関税引下を提案し、バイエルンも同調したが、ヴェルテンベルクは反意を示したため、同年10月の決議によって当面は既存の関税税率を維持することで合意した。⁽¹⁷⁾

第二に関税同盟の地理的領域として、1834年の原加盟邦19邦に加えて1830-40年代を通じて新たに9邦が加盟したとはいえ、北方ではバルト海沿岸に接続する丁領シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国、及びメクレンブルク公国が未加盟であったほか、北海に接続するヴェーゼル・エルベ川下流の旧ハンザ都市＝ブレーメン・ハンブルク両自由市は依然として独立的な地位を維持した。また両河流域に立地するハノーファー王国は、1834年に「租税同盟」Steuervereinを組織して近隣3邦(ブラウンシュヴァイク、オルデンブルク、リッペ＝シャウムブルク)と連携したほか、イギリスとは1837年に同君連合を解消したものの、1844年の航海条約によって強固な通商関係を保持していた。かくして関税同盟は北西ヨーロッパ方面との接続において弱点を抱えたと言える。また何よりも最大の市場規模をもつオーストリア・ハンガリーを除外したことから、トリエステ経由のアドリア海・地中海貿易、及びドナウ川・黒海経由のバルカン・トルコ貿易といった、貿易成長の著

図1 ドイツ関税同盟・租税同盟



典拠) F. W. Putzger, *Historischer Weltatlas*, Berlin, 1992, S. 93, 96, 等から作成。

しい南東ヨーロッパとの接点を欠いたことが致命的であった。⁽¹⁸⁾

だがハプスブルク帝国との関税統合は、ラドヴィッツの推進するプロイセン中心の連合形成と根本的に矛盾をはらんでいたから、プロイセンが政治的にオーストリアを除外した統一国家の建設を追求する限り、経済的な関税領域の拡大方向としては、北海・バルト海方面のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン、あるいはハノーファーとの接続を志向せざるを得なかったと言えよう。

④ ホルシュタイン独立運動と連合計画の挫折

最後に連合計画の顛末として、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題をめぐる普墺対立を見よう。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国は、政治的にはデンマーク王国の支配下にあったことから、デンマーク支配に対する民族運動・自由主義の動向が注目されるが、経済的には北海・バルト海諸港を領有したから、ドイツ関税同盟の北方拡大においても無視できぬ位置を占めている。

前述の如くシュレスヴィヒ公国は1848年3月にデンマークに対して独立を試み、プロイセンは連邦軍を組織して支援したが、同年8月26日のマルメー休戦条約によって、デンマークは公国自治を再認する一方、シュレスヴィヒは連邦加盟を放棄し、戦前の状態が回復した。しかし公式講和をめぐるロンドン交渉は決着せず、1849年3月26日に休戦条約が満了すると、4月3日に紛争が再開する。ドイツでは4月以降、国民議会・臨時政府とも機能を停止していたから、対丁戦争は専ら連邦軍の中核をなすプロイセンが主導し、プロイセン陸軍がユトランド半島に侵攻する一方、海上でもプロイセン海軍が優位に立った。だが、バルト海貿易の攪乱を警戒するイギリス外相パーマストン、民族運動の拡散を危惧する露帝ニコライ一世の干渉によって7月10日にベルリン休戦条約が締結され、この結果ホルシュタインは形式上ドイツ臨時政府が派遣するキールの総督府 Statthaltschaft によって、シュレスヴィヒはフレンスブルク Flensburg の領邦委員会 Landeskommission によって、したがっていずれもデンマークの宗主権から離脱して統治されることになった。⁽¹⁹⁾ こうした対丁戦争におけるプロイセンの主導力は、政治的にはプロイセン中心のドイツ連合計画を補強するとともに、経済的にはドイツ関税同盟のバルト海沿岸との接続を保証するものであったと言える。

だが自国領内に多数の異民族を包含するロシアは、シュレスヴィヒ公国の解放がヨーロッパの民族運動を刺激することを警戒し、プロイセンに当該問題の再考を強く求めた。伝統的な普露関係の悪化を恐れるプロイセン王室は、以後ドイツ連邦の名においてデンマークと交渉を進め、1850年7月2日にベルリン講和条約を締結する。その第1条でドイツ連邦はデンマークの両公国支配を認め、また第4条では、ホルシュタインが反乱を起こした場合、デンマークはドイツ連邦の軍事支援を要請できること、ドイツ連邦の軍事支援が遅延した場合、デンマークは自身の軍事行動によってホルシュタインの反乱を鎮圧できること、以上を確認している。この条項は両公国に対するデンマークの正統支配を公認するものであったが、諸邦反乱に対する連邦の軍事介入に関する規定は1820年のウィーン最終規約・第26条に由来したから、ドイツ連邦の存在・復活を暗黙のうちに前提とするものであった。プロイセンは、ドイツ国民議会の国家統一を否定して自身の連合計画を志向したにもかかわらず、デンマーク戦争の調整を通じてむしろ旧ドイツ連邦の枠組を肯定することになったと言えよう。⁽²⁰⁾ しかも当該条約は直後7月4日のロンドン議定書 London Protocol によって列国（英・仏・露）に受容されたから、旧ドイツ連邦の存在を前提とするデンマークの両公国支配は、広くヨーロッパ国際社会において公認されることとなった。⁽²¹⁾ かくしてプロイセンは独自の連合計画を志向しながら、自らその対立組織たる連邦制度の再建に荷担し、自身の政治的な主導力に足枷をはめたほか、ドイツ関税同盟の経済的な領域拡大にも失敗したのである。

註

- (01) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 571-587, 727-729, 737-739; 林、前掲書、40-54、97-106頁; 成瀬他編、前掲書、294-298、305-306頁。なおプロイセン国民議会の代表402名の社会的な出自であるが、ドイツ国民議会の場合と同じく、実業家は少なく、農民68名、商工業者40名、手工業者28名など、概ね140名である。また教育・公務関係が多いのはドイツ国民議会と共通するが、プロイセン国民議会では主に中等教育の教師27名、主に旧教の聖職者50名、主に下級の官吏(裁判官100名、行政官50名、地方官吏28名)など、より下層・末端の階層が多い。E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 584-585; 林、前掲書、101-102頁。
- (02) F・ハルトゥング、前掲邦訳、355-361頁。なお、飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男『ドイツ現代政治史——名望家政治から大衆民主主義へ——』ミネルヴァ書房1966年、54-55、64-66頁、望田幸男『近代ドイツの政治構造——プロイセン憲法紛争史研究——』ミネルヴァ書房1972年、42-46頁には1849年憲法への言及がなく、逆に成瀬他編、前掲書、348-349頁には1850年憲法への言及がない。
- (03) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 746-751; 林、前掲書、121-125頁; 山田、前掲書、33-34頁、成瀬他編、前掲書、318-320頁。憲法条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 163, S. 385-395。
- (04) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 35-53; 望田、前掲書、30-46頁。三級選挙法は、E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 49-51; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 167, S. 398-401; 望田、前掲書、60-63頁。
- (05) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 54-128; 望田、前掲書、50-54頁、山田、前掲書、34-35頁。憲法条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 168, S. 401-414; 高田・新宿編、前掲邦訳、55-84頁。後者の注釈では1848年・50年憲法の修正箇所が指摘され、有益である。こうした国制は、先行する「絶対君主制」Absolutismusとも、イギリスの「議会君主制」Parliamentarism・「議会主義的立憲体制」とも異なるプロイセン独自の「立憲君主制」Konstitutionalismus(フーバー)、あるいは「君主主義的立憲体制」(望田)として評価されている。E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 54-128; 今野元「エルンスト・ルドルフ・フーバーと『国制史』研究」(2)『愛知県立大学外国語学部紀要』〔地域研究・国際学編〕第49号2017年、92頁、望田、前掲書、56-59頁。
- (06) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 806-807; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 95, S. 294-297。
- (07) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 44-46。
- (08) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 846-851; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 113, S. 335-339。
- (09) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 885-886; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 171, S. 421-426。
- (10) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 887-888; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 172, S. 426-429; Nr. 177, S. 435-443。
- (11) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 889-890; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 174, S. 431-432。
- (12) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 883-884; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 175, S. 432-434。
- (13) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 891-896; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 178, S. 443-444。
- (14) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 897-898。
- (15) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 898-900; 林、前掲書、180-181頁、山田、前掲書、41-42頁。
- (16) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 902-903。
- (17) W. O. Henderson, *The Zollverein*, Cambridge, 1939 (3rd ed., 1984), pp. 194-195; H.-W. Hahn, *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, Göttingen, 1984, S. 138-139。なおパートウの自由貿易論について、R. von Patow, *Beleuchtung der auf der Zoll-Conferenz in Cassel vorgeschlagenen Zolltarifs-Veränderungen*, Berlin, 1850。
- (18) ハンザ都市の非加盟に伴う問題について、諸田実「ドイツ関税同盟」、同他編『ドイツ経済の歴史的空間——関税同盟・ライヒ・プント——』昭和堂1994年、所収、51-53頁。
- (19) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 904; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 193, S. 463-464; 林、前掲書、94-95頁。当該問題の推移は、百瀬他編、前掲書、216-222頁。
- (20) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 904-905; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 194, S. 465。なおウィーン最終規約・第26条は、連邦加盟諸邦の領内で支配権力に対する住民暴動が発生・拡大した場合、連邦議会は秩序回復のために迅速に支援する義務を負うものと規定している。E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 30, S. 84。
- (21) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 905-906; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 195, S. 465-466。

（3）オーストリア

次にオーストリアにおける権力構造と再編と国内統一・関税問題への対応を確認しよう。

① ウィーン三月革命とハンガリー独立戦争

まず三月革命に伴う政策主体の再編であるが、オーストリアでは、封建勢力に対する市民階級の革命運動とハプスブルク帝国に対する諸民族（とりわけハンガリー）の独立運動とが並行し、また前者には有産市民に抵抗する無産市民の民衆運動が、後者にはハンガリー王国に対抗するスラヴ・ラテン系民族（クロアチア・トランシルヴァニア）の独立運動が随伴する。順次確認したい。⁽⁰¹⁾

i) ウィーン三月革命とシュヴァルツェンベルク反動内閣

まず市民革命の動きであるが、1848年3月13日における首都ウィーンの市民デモ・武力衝突（「三月革命」Märzrevolution）を契機として、宰相メッテルニヒ Metternich（在任1810-48年）はイギリスに亡命、皇帝フェルディナント一世 Ferdinand I（在位1835-48年）は15日の勅書で憲法制定を約束し、17日にコロヴァート内閣 Kolowrat を任命、4月25日に欽定憲法（ピラスドルフ憲法）を公布する。⁽⁰²⁾ 当該憲法は、絶対主義から立憲主義への移行期における過渡的性格を有し、革命運動の成果として進歩的側面（制限君主制、責任内閣制、二院制議会、基本的人権）を含む反面、欽定憲法の限界として反動的側面（君主の拒否権、封建的な元老院、集権的な地方行政）を内包した。⁽⁰³⁾ このため5月15日のデモ（「五月革命」Mairevolution＝ブルジョワ革命）を経て、16日の勅書は選挙制度の整備と憲法制定議会の開催を約束し、皇帝がティロール伯領インスブルックに避難するなか、伯父のヨハン大公が7月22日にウィーン帝国議会 Reichstag を召集する。⁽⁰⁴⁾ 帝国議会は憲法制定と並行して経済改革も進め、8月31日に有償方式の農民解放を決議する。⁽⁰⁵⁾

だが続く10月6日の民衆蜂起（「十月革命」Oktoberrevolution＝プロレタリアート革命）では、今や封建負担の解放を実現した上層農民＝有産市民は現状の維持と革命の終息を志向する一方、無産市民はさらなる革命の進展を期待して歩調は乱れ、7日より宮廷は再びベーメンのオルミュツ Olmütz に避難したが、31日にはヴィンディシュグレーツ将軍 Alfred Windisch-Graetz がウィーンを鎮圧する。⁽⁰⁶⁾ 続く11月21日には宰相シュヴァルツェンベルク Felix zu Schwarzenberg（在任1848-52年）が就任し、22日に帝国議회를ベーメンのクレムジール Kremsier に移転、12月2日には新帝フランツ・ヨーゼフ Franz Joseph（在位1848-1916年）を擁立した。⁽⁰⁷⁾

こうした反動傾向にもかかわらずクレムジール帝国議会の憲法制定委員会は起草作業を続け、12月12日に国民の基本権 Grundrechte を、1849年3月4日には国家の基本構造 Konstitutionalurlkunde（クレムジール憲法）を採択した。⁽⁰⁸⁾ その概要を見ると、まず第1章は国家領域に関して、帝国は不可分の有機体であり、全14邦から成るが、イタリア・ハンガリーは含まないこと、各邦は相互の対等性、自治権・不可侵性を保持すること、第2章は国民基本権に関して、国家主権の源泉である「国家市民」Staatsbürger は身体・言論・結社・信仰の自由を持つことを規定している、⁽⁰⁹⁾ 第3章は帝国統治権の規定であり、うち第1節は帝国権力に関して、A項：皇帝は神聖・不可侵であるが、憲法を遵守する義務を負うこと、皇帝は大臣を任命・解任するが、勅命は大臣の副署を必要とすること、外交政策（宣戦・講和・同盟・通商）は皇帝の専権事項であるが、条約の批准は議会に帰属すること、B項：帝国大臣は皇帝によって任命されるが、議会に責任を負い、また内閣の諮問機関として「帝国参議会」Reichsrat を組織すること、C項：「帝国議会」は立法権を保持するが、法案の裁可・拒否は皇帝に帰属すること、上院＝「領邦院」Ländeskammer は地方代表（各邦6名・各郡1名・任期6年）によって編成され、下院＝「人民院」Volkskammer（定数360・任期3年）は国民の直接選挙で選出されるが、選挙制度の納税条件は年間5グルデンを上限とすること、また第

2節は領邦権力に関して、皇帝は「領邦総督」Statthalter・「長官」Landeshauptmannを任命するが、各邦は独自の「領邦議会」Landestag・「領邦憲法」Landesverfassungを保有し、邦内「各郡」Kreis・「自治体」Gemeindeは自治を維持すること、以上を規定している。なお第4章は司法、第5章は官吏、第6章は財政、第7章は軍事の規定であった。公布は革命一周年の3月15日を予定した。

ところが皇帝は同じ3月4日の勅令Manifest(第149号法令)によって議会解散を宣言し、⁽¹⁰⁾また宰相シュヴァルツェンベルクもこの3月4日に欽定憲法(1849年第150号法令:所謂シュタディオン憲法)を公布した。⁽¹¹⁾その内容を見ると、第1章の国家構成では、帝国は政治的に単一不可分であり、当該憲法はイタリア・ハンガリーにも適用されること、諸邦は自治・平等を保証されるが、経済的にも単一の関税・通商領域を形成することが規定され、政治的・経済的に一層高度な一体性が強調されている。第2章の皇帝規定では、勅命に対する大臣の副署、皇帝の条約締結に対する議会の批准など、君主権力の制限は継承されたが、憲法の遵守義務は規定されていない。また第3章の「帝国公民」Reichsbürgerの基本権、第4章の自治体の基本権は、内容が大幅に縮小され、細則は個別法令で補足された。第5章は領邦の権限として邦内経済・領邦財政を、第6章は帝国の権限として外交・軍事・帝国財政・商工業・流通(通貨・運輸・郵便・通信)・治安を規定し、第7章は立法権について、帝国の案件は皇帝が帝国議会と、領邦の案件は皇帝が領邦議会と、共同行使することを規定する。第8章は帝国議会について、「上院」Oberhaus(各邦2名・任期10年)は領邦議会がその議員及び年間500グルデン以上納税者から選出、「下院」Unterhaus(人口10万人につき1名・任期5年)は年間10-20グルデン納税者が直接・公開投票によって選出すると規定し、いずれも財産資格が強化された。第9章は領邦憲法・領邦議会について、ハンガリー王国憲法は帝国憲法に従属すること、クロアチア・スロヴェニア王国、トランシルヴァニア侯国はハンガリー王国から分離すること、ロンバルディア・ヴェネツィア王国憲法は別途定めること、以上を規定した。第10章は執行権に関して、帝国大臣・領邦総督の制度を規定し、第11章は「帝国参議会」に関して、内閣ではなく皇帝の諮問機関として位置付けた。シュタディオン憲法は、部分的にクレムジール憲法を踏襲するが、全体としては君主主義・集権体制の傾向が顕著となっている。⁽¹²⁾

なお3月4日には欽定憲法とは別に帝冠諸邦の「基本権」=基本権勅令(第151号法令)が公布された。その内容は、信教・結社・学問・職業・言論・出版・請願・集会・人身の自由、裁判を受ける権利、住居の不可侵、通信の秘密など、欽定憲法の規定を補完するものであった。ただしその適用対象はライタ以西に限定され、ライタ以东=ハンガリーは除外された。⁽¹³⁾また続く3月17日の暫定自治体法(第170号法令)によって、一定の地方自治が規定されている。⁽¹⁴⁾

かくして立憲主義・連邦体制を骨子とするクレムジール憲法草案は流産し、君主主義・集権体制を特質とするシュタディオン欽定憲法が成立することになった。だが前者の規定する国家の権力集中=国家主権の確立と市民の基本権保証は、概ね後者にも適用され、これによって貴族の身分制的掣肘から脱却した独立の国家権力を実現した反面、領主の封建的従属から解放された自由な個人を創出したことも確かであった。それ故に宰相シュヴァルツェンベルクは、シュタディオン憲法を「公布」したにもかかわらず、その「施行」は留保したのである。⁽¹⁵⁾

こうした国制改革とあわせて留意すべきは、実際にこれらの権力機構を担う官僚の性格である。なかでも新帝フランツ・ヨーゼフは若干18歳で政治経験を欠いたから、皇帝を指南する側近の意向は政策決定に大きな影響を与えた。シュヴァルツェンベルク時代の外交政策を牽引する外務省Ballhausplatzの主要官僚は、メッテルニヒ時代にその技能を修得した「メッテルニヒ門下」die Schule Metternich's/ Pupils of Metternich Schoolであった。こうした「メッテルニヒ主義者」Metternichians

には在外大使も多く含まれ、駐露大使ブオル Karl Ferdinand von Buol-Schauenstein（在任 1848-51 年：後の駐英大使・外相）、駐普大使プロケシュ=オステン Anton von Prokesch-Osten（在任 1849-52 年）、駐独大使レヒベルク Johann Bernhard von Rechberg（在任 1848-49 年：後の外相）、後任キューベック Karl Friedrich Kübeck von Kübau（在任 1849-50 年）、駐独大使トゥーン Friedrich Thun-Hohenstein（在任 1850-52 年）、駐仏大使ヒューブナー Alexander von Hübner（在任 1849-59 年）らが挙げられる。⁽¹⁶⁾ これらのメッテルニヒ門下は、その失脚後も亡命先のメッテルニヒに助言を求めたほか、メッテルニヒ自身も内外の外務官僚に書簡を送っており、その内容は当初は感情的なものであったが、ブリュッセル移転後は次第に政治的なものになったとされる。かくしてメッテルニヒは、1849 年末の段階において自らは国外ブリュッセルにありながら、シュヴァルツェンベルク内閣の政策判断、とりわけ対外政策について一定の影響を及ぼすことになった。⁽¹⁷⁾

その反面、シュヴァルツェンベルク内閣には革命を経験した新たな時代に相応する変化も認められる。まず反動内閣を指揮する宰相シュヴァルツェンベルク自身、1848 年 7 月の憲法制定議会選挙に出馬しており、結果こそ落選であったが、革命運動・議会主義に対する関心を示すものとして注目される。⁽¹⁸⁾ だがシュヴァルツェンベルクはもともと軍部出身であり、イタリア方面部隊の司令ラデツキーの部下として従軍した経歴をもつ。宰相への就任も、ラデツキーから軍部の重鎮ヴィンディシュグレーツに紹介され、後者から皇帝フェルディナントに推薦されたことが大きいと言われる。⁽¹⁹⁾ 以後、ともに軍部出身の宰相シュヴァルツェンベルクが国制改革・外交政策を担う一方、将軍ヴィンディシュグレーツは軍事作戦・反乱鎮圧を進め、政治・軍事が連動して展開されることになった。三月前期の内外政策が文民官僚の宰相メッテルニヒによって主導されたとすれば、革命後の統治体制・外交政策が「武官官僚」Militar Diplomat（K・W・ロック）によって展開されたのであり、この点は三月革命を画期とする政策主体の変化として注目される。⁽²⁰⁾

またシュヴァルツェンベルク内閣には閣僚として多くの自由主義貴族が参加している。内相シュタディオ Franz von Stadion（在任 1848-49 年）は、家門貴族の出自ながら、トリエステ知事（在任 1841-47 年）としてアドリア海貿易を振興した実績をもつ。また商相ブルック Karl von Bruck（在任 1848-51 年）は、トリエステ拠点の海運企業オーストリア・ロイド汽船会社を経営する実業家であり、フランクフルト国民議会のオーストリア議員団メンバーであった。アドリア海貿易の関係者が複数入閣していることは留意されよう。また法相バッハ Alexander von Bach（在任 1848-49 年）は、後に内相（在任 1849-59 年）として反動政策を展開することで知られるが、当初は革新派の法律家であり、三月革命にも参与していた。なお商相ブルックの任命は皇帝フランツ=ヨーゼフの、法相バッハの登用は皇帝の母后ゾフィー Sophie の意向があるとされ、自由主義閣僚の編成は宮廷中枢の認めるところであった。⁽²¹⁾ 以上の点は三月前期以来のメッテルニヒ派とは異なる人脈の形成を意味し、三月革命後の政策決定にあたっては、外務省に結集するメッテルニヒ派の古参官僚のみならず、これらの革新官僚も一定の影響を与えたことは否定できない。

ii) 民族独立運動と喫露同盟

続いてハプスブルク帝国領内における独立運動の動きを民族・地域ごとに確認しよう。

まずスラヴ民族のベーメンは、3 月 11 日のプラハ集会が民族自治を求める皇帝宛て請願を採択し、4 月 8 日の皇帝返書＝「ボヘミア憲章」böhmische Charte によって自治行政・チェコ語公用化を実現する。だが続く上述のピラースドルフ憲法は、第 1 条で帝国の「単一不可分性」を、第 2 条で当該憲法の領内全域への適用（ハンガリー・北イタリアのみ免除）を規定し、第 3 条では領内諸民族・言語の不可侵を保証したものの、領邦自治を保証する規定は欠如し、全体としてハプスブルク帝国

の統一を志向していた。このためボヘミアでは6月12日には首都プラハで武装蜂起が発生する。だが6月17日にはヴィンディシュグレート将軍がプラハを攻略し、事態は収束に向かう。⁽²²⁾

次にイタリアであるが、ハプスブルク家は1815年のウィーン議定書によってロンバルド・ヴェネート王国、トスカーナ大公国、パルマ・モデナ両公国を統治したほか、1820年のシチリア反乱・31年の中部イタリア革命に際してナポリ王国・教皇国家に進駐し、直接・間接に支配を行使していた。あわせてイタリア半島東岸のアドリア海は、地中海への誘導路として、トリエステ拠点の海上貿易にとっても重要であった。1848年の革命において、まずヴェネツィアは3月22日に「ヴェネート共和国」として独立し、1849年8月27日まで存続している。またロンバルディアは3月18日にミラノ臨時政府を樹立してサルディニア王国との合同を試みるが、オーストリア＝サルディニア戦争の結果、8月6日にラデツキー将軍 Joseph Wenzel Radetzky に制圧され、8月9日に休戦協定が締結された。サルディニアはイタリア統一を志向して1849年3月20日に対墮戦争を再開するが、新王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世(在位1849-61年)は8月6日に再び講和条約を締結する。なお南部のシチリアは1848年7月に独立を宣言するが、1849年5月にはオーストリア軍に首都パレルモを攻略され、また中部のトスカーナ大公国では1849年1月のフィレンツェ民衆反乱を受けて、4月からオーストリア軍が港湾都市リヴォルノに駐留し、混乱が平定された。⁽²³⁾

最後にハンガリーは、アジア系マジャール人を主要民族とするため、ハプスブルク多民族国家の存続にとって不安要因であったほか、ドナウ川中流域一帯を支配するため、ドナウ川・黒海貿易の趨勢を左右する位置にあった。奥匈国境のポジョニ Pozsony(独名プレスブルク Preßburg・現ブラチスラヴァ Bratislava)では、ハンガリー貴族の結集する王国議会が、1848年3月3日にハプスブルク支配を前提とする立憲王制を要求したが、古都ペストでは3月15日の市民デモを経て急進主義勢力の「公安委員会」がハプスブルク支配の打倒＝民族独立を求め、「二重権力」状態が現出する。これに対してオーストリア政府は、ウィーン革命・イタリア反乱の鎮圧を優先し、17日にポジョニでバッチャーニ内閣 Bathyany(1848年4-10月)を任命、外務大臣エステルハージ Esterhazy、大蔵大臣コシュート Kossuth、国防大臣ラーザール Lazar、交通大臣セーチェニー Szechenyi らが入閣する。当該内閣は一連の「四月法令」によって同君連合・議院内閣・下院制限選挙を確認するとともに、有償方式の農民解放、南スラヴ支配・トランシルヴァニア併合を宣言した。⁽²⁴⁾

バッチャーニ内閣は4月14日にペストへと移転し、当地の公安委員会を解散して権力機構を一元化し、6月15日に議会選挙を実施するが、7月5日の国民議会では、自由主義貴族・有産市民が同君連合の維持、農民の有償解放を支持したとすれば、急進主義勢力＝「平等協会」が民族独立の徹底、農民の無償解放を求めて対立した。加えてハンガリーの異民族支配をめぐるのは、領内の南スラヴ民族(セルビア・クロアチア・スロヴェニア)・ルーマニア民族(トランシルヴァニア)が抵抗した。⁽²⁵⁾ これに対してウィーン政府は、8月6日のミラノ奪回、23日のウィーン鎮圧以後、ハンガリー分離主義の平定に専念し、31日のウィーン覚書によってバッチャーニ内閣の外交・軍事・財政権限を否定、続く9月4日にはクロアチア貴族イエラチチ Josif von Jellacic を総督に任命、11日にハンガリー侵攻を開始、25日には全権委員レヒベルクを派遣した。また15日にはトランシルヴァニア侯国もブラージュ集会によってハンガリー支配への抵抗を決議している。⁽²⁶⁾

宗主国・領内異民族の圧力に対して、ハンガリーでは9月10日のバッチャーニ内閣解散、15日の「国防委員会」成立によって、独立運動の主導権は自由主義貴族から急進主義勢力へと移行し、10月8日から議長コシュート(在任1848-49年)が就任した。このためウィーン政府は10月3日にハンガリー征討を宣言したが、出撃命令に対する兵士の反発はかえって前述10月6日のウィーン

暴動を誘発して対処が遅れたが、11月21日に宰相シュヴァルツェンベルクが就任すると、義兄ヴィンディシュグレーツ将軍が12月31日にペストを攻略する。それでも国防委員会は1849年1月にデブレツェン Debrecen に撤退して抵抗を続け、ポーランド軍人ベム Jozef Bem のもとでトランシルヴァニアの防衛を固めたほか、奥領ブコヴィナへの侵攻を準備した。これに対して3月4日のシュタディオン憲法は中央集権体制を規定してハンガリー支配を強化したため、4月14日には執政コシュート（在任1849年4-8月）が独立を宣言、6月4日にはペストを奪回する。⁽²⁷⁾

ここにおいてヴィンディシュグレーツ将軍ら軍部首脳は、ハンガリー反乱の鎮圧にはロシアの軍事支援が不可欠とみなすに至り、既に1月下旬からシュヴァルツェンベルクに対してロシアへの救援要請を度々提起している。またハンガリー軍の奥領ポーランド侵攻を警戒するロシア外相ネッセルローデ Karl Basilevich Nesselrode（在任1814-56年）も、必要に応じて出兵の用意があることを、駐露大使ブオルあるいは自国の駐奥大使メデム Pavel Ivanovich Medem（在任1848-50年）を通じて内々に通知した。⁽²⁸⁾ 対して宰相シュヴァルツェンベルクはロシア軍の介入に消極的であり、2月にトランシルヴァニア軍政官プヒナー Anton von Puchner が露軍への支援要請の許可を求めてきた際にも、あくまで彼個人の非公式な依頼を条件として、ロシア軍の救援を認めている。また3月にはシュヴァルツェンベルク自身も露軍の支援を必要と認識するに至ったが、ガリツィア・ブコヴィナ軍政官ハンマーシュタイン Wilhelm von Hammerstein の期待に反して、あくまでロシア軍の国境配備・示威行動を求めるとどめ、領内進駐・作戦展開は拒否している。だが最終的に4月14日のハンガリー独立宣言を受けて、シュヴァルツェンベルクは露軍介入を必至と認め、4月21日の閣議で救援要請を決議、24日の皇帝裁可を経て、26日に露帝ニコライ一世に出兵を要請した。ただしその際も、決してオーストリアの窮状に対する個別的な救済措置ではなく、あくまでヨーロッパ全体の脅威に対する国際的な秩序維持として、派兵を要請している点は注目される。⁽²⁹⁾ いずれにせよこの結果6月15日よりロシア軍がハンガリー領内に侵攻、同年7月11日にはオーストリア軍がペストを攻略、8月13日に革命政府は崩壊する。なおこの結果、クロアチア・トランシルヴァニアもハンガリーへの従属は解消したが、その反面ハプスブルク帝国への服属は維持した。

かくして宰相シュヴァルツェンベルクのもとで、ハンガリー問題はハプスブルク帝国の内政問題から奥露関係＝国際問題へと転化したのである。

② シュヴァルツェンベルクの「七千万人帝国」構想

次に国家統一をめぐる対応としてシュヴァルツェンベルクの「七千万人帝国」構想を見よう。

i) クレムジール宣言と「七千万人帝国」構想

1848年3月の革命によってメッテルニヒが失脚・亡命した後、4月初頭の準備議会がドイツ的部分のみの国家統一を志向する一方、現に非ドイツ的なハンガリーが分離傾向を強めるなか、既に4月21日付けの官報『ウィーン報知』Wiener Zeitung・112号は、国家統一の方式として、「連邦国家」Bundesstaat は各邦の特殊事情・自治特権を無視し、連邦政府への従属を強制するとして批判する一方、むしろ「国家連合」Staatenbund は、各邦利害を尊重したまま、相互の結合を強化するとして推奨している。⁽³⁰⁾ しかしその後、帝国領内の諸民族が独立を志向したため、ハプスブルク帝国におけるドイツ的要素・非ドイツ的要素の結合自体が危機に直面した。このうちベーメン・イタリアの反乱こそ鎮圧したものの、同年10月にハンガリー国防委員会が抵抗を強め、対するハンガリー出兵の計画がかえってウィーン十月革命を誘発し、さらに10月27日にフランクフルト国民議会が大ドイツ主義的統一を採択するなか、もはやハプスブルク帝国の解体は避けられなかった。

だが新任宰相シュヴァルツェンベルクは、ウィーン十月革命を鎮圧した後、11月27日のクレムジール帝国議会において、「我々が諸国民と合意するべき大きな課題は、君主国の全領邦・全民族を一大国家組織に統合する新たな紐帯の創出である」、「この観点は同時にドイツ問題において追求するべき道筋を指し示している。君主国の解体にドイツの偉大はなく、君主国の衰退にドイツの発展はない。オーストリアの国家的統一の維持は、ドイツにとってもヨーロッパにとっても必要なことである。このような確信によって、未だ完了しない解体過程の自然な展開を期待している。新生オーストリア・新生ドイツが新たな確固たる形態に達して初めて、両者の国家的な相互関係を規定することができるだろう。それまでオーストリアは、連邦の義務を忠実に遂行し続けるであろう」と訴え、ハプスブルク帝国の単一不可分性 *Unteilbarkeit* (非ドイツ的部分=ハンガリー・イタリアの維持)を宣言し(「クレムジール宣言」*Kremsiere Erklärung*)、ハプスブルク帝国全土の統一ドイツへの編入(所謂「全入計画」*Gesamteintritt*)、すなわちハプスブルク帝国(人口3,800万)・ドイツ諸邦(人口3,200万)を包摂する「七千万人帝国」*ein Reich der 70 Millionen*の建設を提唱したのである。⁽³¹⁾シュヴァルツェンベルクは12月13日のプロイセン政府宛て文書で計画を伝え、国民議会のオーストリア代表シュメルリングは15日に大ドイツ主義的統一に抗議して臨時政府首相を辞任した。これに対して臨時政府の後任首相ガーゲルンはハプスブルク帝国領土を保全する二重同盟の組織を提起し、プロイセン政府は使節ブリュール *Friedrich Brühl*を派遣してその受入を説得したが、シュヴァルツェンベルクは28日に国民議会の後任代表メンシェンゲンを通じて受諾を拒否し、むしろ31日には、七千万人帝国における普墺両国・中等4邦の「6大管区」*sechs große Kreise*の設定、及びこれら有力6邦に対する小邦の「陪臣化」*Mediatisierung*を構想している。⁽³²⁾

このため国民議会の議論は小ドイツ主義的な統合の方向で進み、首相ガーゲルンが1849年1月28日に憲法草案を各邦政府に開示するなか、シュヴァルツェンベルクは2月4日の国民議会代表シュメルリング宛て文書において、憲法草案の展望する連邦国家が実現不能で無益な「一元主義国家」*unitarischen Staat*であること、草案第2・3条の提起する連邦外非ドイツ領域の排除は、オーストリア利害と相容れないことを指摘している。⁽³³⁾かくして皇帝フランツ・ヨーゼフは、3月4日の欽定憲法(シュタディオン憲法)によってハプスブルク帝国におけるドイツ的・非ドイツ的部分の統一を規定した。またシュヴァルツェンベルクは、3月8日に中央権力に関する対抗草案を作成し、3月9日の最後通告 *Ultimatum*によって、クレムジール宣言・シュタディオン憲法に基づくオーストリアの参加条件として、①オーストリア領土全域の編入、②中央権力=*Direktorium*7名(墺普各2名・中小5邦各1名)の創設、③「國務院」*Staatenhaus*の創設(国民の直接選挙ではなく諸邦政府の指名によって編成)=70議席(墺38・他32)の配分、以上を提示した。70議席における配分基準は、七千万人帝国構想を反映して人口100万人当たり1名の代表を含意し、したがってハプスブルク帝国の非ドイツ諸民族代表に対する議席の付与も想定するものであった。⁽³⁴⁾この提案はオーストリアのドイツ的部分のみの参加を支持する大ドイツ主義者にとっても支持しがたいものであったから、最終的に3月27日のフランクフルト憲法の採択に帰結する。このためシュヴァルツェンベルクは4月5日に代表団を撤収し、8日には憲法受諾をめぐる交渉を拒否する。⁽³⁵⁾

ii) ドイツ連邦の再建と四王同盟

ドイツ連合計画を進めるプロイセン政府は、1849年5月10日に特使カーニッツ *Karl Wilhelm von Canitz*をウィーンに派遣し、その実現に向けた交渉を打診する。シュヴァルツェンベルクは連邦盟主の立場から当該同盟に不快感を示したが、焦眉の課題は4月に勃発したハンガリー反乱への対処にあったから、5月16日の文書ではドイツ諸邦の再編と暫定政府の樹立を必要と認めるにとどめ、

この結果 26 日の三王同盟の形成を許すことになった。⁽³⁶⁾ だが同年 8 月にハンガリー反乱が終息すると、シュヴァルツェンベルクは 8 月 27 日の声明によって連合計画を公然と批判し、ドイツ連邦は 1848・49 年の革命にもかかわらず存在し、1815 年の連邦規約は依然有効であること、連邦議会はその機能を喪失した訳ではなく、その権限を帝国摂政に対して一時委譲しただけであること、以上の見解を表明し、三王同盟を違法な組織として非難したのである。⁽³⁷⁾ かくして 9 月 30 日の暫定協定によって普墺両国の協議が確認されるなか、ザクセン・ハノーファー両邦もプロイセン覇権主義を警戒し、前述の如く 10 月 20 日に三王同盟は解体する。

それでもプロイセンが連合計画を断行し、1850 年 2 月 13 日にドイツ連合の国民議会を召集するなか、シュヴァルツェンベルクは中等諸邦の結束を支援し、1850 年 2 月 27 日のミュンヘン協定によって「四王同盟」Vierkönigsbündnis（ザクセン・ハノーファー・バイエルン・ヴュルテンベルク）が成立した。その実質的な首謀者はオーストリアであって、四王同盟が志向するハプスブルク帝国全域の包摂は七千万人帝国構想の再版であった。だがバイエルンの意向によって議会主義の要素も加味され、その「オーストリア・南ドイツ憲法草案」は、7 名（墺普両国・4 王同盟・両ヘッセン）の執行機関 Direktorium とともに、「国民議会」Nationalparlament の設置を規定している。これに対してシュヴァルツェンベルクは過度な議会制度を懸念し、国民議会の議席は墺 100 名・普 100 名・他 100 名、その議員は各国政府による選出、また開催は 3 年 1 回に制限した。⁽³⁸⁾

引き続きプロイセンが 3 月 20 日にエルフルト連合議会を開催すると、オーストリア・中等諸邦は 1848 年 7 月 12 日から機能を停止しているドイツ連邦議会の復活を試み、シュヴァルツェンベルクは 1850 年 4 月 26 日の回状によって、新たな連邦秩序の再編を検討する「連邦会議」Bundeskonferenz の召集を通達した。⁽³⁹⁾ その後 5 月 1 日に暫定協定が失効し、前述の如くプロイセンが 5 月 8 日にベルリン諸侯会議を組織すると、シュヴァルツェンベルクは 5 月 10 日にフランクフルト連邦会議を召集し、議長国オーストリアの駐独大使トゥーンが議長を務めた。⁽⁴⁰⁾

だが旧ドイツ連邦加盟 36 邦のうち、プロイセンのベルリン諸侯会議に 26 邦の全権代表が参加したのに対して、オーストリアのフランクフルト連邦会議には残る 10 邦（墺、四王同盟諸国、ヘッセン選帝侯国、ホルシュタイン、ルクセンブルク＝リンブルク、ヘッセン＝ホンブルク、リヒテンシュタイン）が参席するにとどまった。このうちヘッセン選帝侯国（クール・ヘッセン又はヘッセン＝カッセル）は、プロイセンのエルフルト連合から離脱して、オーストリアのフランクフルト連邦会議に合流している。同様な転向はエルフルト連合の動揺によって次第に増加し、5 月 16 日にシャウムブルク＝リッペ、6 月 6 日にヘッセン＝ダルムシュタット及びメクレンブルク＝シュトレリッツが加盟、合計 13 邦まで拡大した。なおフランクフルトは、開催都市である故に、連合・連邦のいずれにも中立を維持している。こうした盟邦の拡大を背景に、8 月 7 日の会議では憲法問題が初めて本格的に協議され、オーストリアは旧ドイツ連邦議会の正式な召集を提案、満場一致で可決された。かくして 9 月 2 日にフランクフルト連邦議会＝「残部議会」Rumpfbundestag が開催され、10 月 12 日には行政機関として「執行委員会」Exekutionskommission が組織されている。⁽⁴¹⁾

③ ブルックの「中部ヨーロッパ関税連合」構想

続いて七千万人帝国構想の下部構造を構成する商相ブルックの通商・関税政策を検討しよう。

i) ブルック覚書と「中部ヨーロッパ関税連合」構想

ブルックは 1836 年にオーストリア・ロイド汽船会社を創業してアドリア海拠点のレヴァント貿易に従事し、続く 1845 年には第一ドナウ汽船会社との企業協定によって黒海・ドナウ川貿易に参入し

たほか、政治家としては1848年のフランクフルト国民議会の代表団メンバー、経済委員会・副委員長を務め、1848年11月からシュヴァルツェンベルク内閣商相に就任する。⁽⁴²⁾ 商相ブルックは就任間もなく1849年1月にバウムガルトナーAndreas Baumgartnerを座長とする関税委員会を組織し、同年4月13日の報告によって保護貿易・関税統一の意義を指摘されていた。⁽⁴³⁾ この提言を踏まえてブルックは、ドイツ連邦・ハプスブルク帝国を包摂する「中部ヨーロッパ関税連合」計画を策定し、1849年10月26日の匿名寄稿、12月30日の公式覚書、1850年5月30日の公式覚書として順次発表する。その内容については既に本邦でも先行研究があるため、一部重複するが、前項でのドイツ統一問題をめぐる普墺対立の動きも意識しながら、その概要を確認したい。⁽⁴⁴⁾

まず1849年10月26日付け官報『ウィーン報知』の匿名寄稿は、9月30日の暫定協定によって連邦秩序の検討が確認され、ラドヴィッツの連合計画が挫折するなかで作成され、〔I〕関税統一に必要な措置として、①オーストリアは禁止制度 *Verbotssystem* を撤廃、②ドイツ関税同盟は課税制度を一括的な従量税から細目毎の従価税へと転換、③北ドイツ租税同盟は一定の収入関税を是認すること、〔II〕これらの利害調整に必要な時間を確保するため4段階の移行期間を設定し、独墺相互の関税税率に関しては、①第1期：対外関税の100%（同率）→②第二期：同75%→③第三期：同50%→④第四期：同25%の水準へと段階的に緩和すること、並行して流通機構に関しては、①度量衡・通貨・郵便・電信・鉄道・河川航行制度→③海運・港湾制度→④海洋航行・通商条約に関する協定へと漸次的に対象領域を拡大しながら整備すること、〔III〕関税統一の利益として、①財政的には関税収入の増大、②経済的には生産諸力の拡大、近隣諸国・世界市場との貿易促進、③政治的には国家統一の準備、以上が期待されること、等々を指摘している。⁽⁴⁵⁾ 全体として、生産面における産業資本の育成に加えて、流通面における中継貿易の成長が期待され、「東西・南北の中心」*central Lage zum Westen und Osten, zum Süden und Norden* に位置するオーストリアは「世界貿易の中枢・重点」*Mittel- und Schwerpunkt des großen Weltverkehrs* として成長すると言う。

次に1849年12月30日の第二覚書は、プロイセンがオーストリアを除外した独自のエルフルト連合を組織するなかで作成され、〔I〕経済統一の方向としては、プロイセンの提案する独墺通商条約ではなく、あくまでオーストリアの主張する独墺関税統一であるべきこと、〔II〕統一関税としては、国内産業に配慮した一定の保護関税を設定するべきこと、〔III〕移行措置としては、商業・産業利害を考慮して第一期・中間期・完成期の三段階に短縮するべきこと、〔IV〕運営機関として連邦議会が管轄する「フランクフルト関税会議」を設置するべきこと、以上を指摘している。⁽⁴⁶⁾ この覚書は上記の匿名覚書を帝国商相の立場であらためて公表したものであるため、重複箇所も多い反面、エルフルト連合の動きを牽制するため、移行期間の短縮や執行機関の編成を提唱した点が注目される。だが統一関税の経済的な意義としては、産業資本の成長に加えて、あくまで中継貿易の成長が期待された点も留意される。すなわち、北ドイツ租税同盟もドイツ関税同盟も「トリエステ・ドナウ川流域」と接続していないことが通商発展にとって障害となっており、独墺関税統一の実現によって、「ネマン川からボーデン湖まで、ニーダーラインからアドリア海・ドナウ下流まで」、「ヨーロッパ中部全体・主要地帯」*die ganz Mitte und den Haupttheil Europas* を包摂する「最も巨大・自由な活動領域」*der weiteste freieste Spielraum* が開拓されるとしている。

続く1850年5月30日の第三覚書は、5月1日に連邦秩序に関する暫定協定が失効した後、プロイセンが5月8日にベルリン諸侯会議を開催し、オーストリアが5月10日にフランクフルト連邦議会を復活するなか、政治的な連邦規約の再編とともに経済的な通商政策の方針を提示している。

まず連邦規約の再編に関しては、フランクフルト連邦議会を関税統一の中央機関と位置付けるべ

く、以下の14条が示された。すなわち、まず関税制度の原則として、①全邦共通の関税領域の形成、②共通関税の内部における自由交易の保証、次に連邦権力の範囲として、③関税制定権の保有、④貿易政策における国際法上の対外代表権＝在外領事の設置、⑤条約締結権、⑥国内における商業活動、外国との貿易・海運・交通の監督、⑦交通・海運・郵便・鉄道の監督、⑧関税行政の監督、⑨共同関税・各種料金の各邦配分、また連邦権力の編成に関して、⑩通商・公開に関する「連邦参議会」**Bundesrat**の編成、⑪その下部組織として、定例の「大参議会」**Großes Rat**及び「常設委員会」**Ausschuß**の設置、⑫前者は各邦代表及び経済団体代表によって、⑬後者は奥普両邦・南北諸邦によって編成、⑭各種機関（顧問・商務院・統計局・関税局・会計局）の設置、以上である。⁽⁴⁷⁾

また通商政策の方向については、以下4点が指摘されている。

〔I〕オーストリアがトリエステを通じて地中海に、ドナウ川を通じて黒海に接続しながら、エルベ・ヴァイクセル川を経由する北方への通商経路を欠くとすれば、対するドイツ関税同盟はバルト海に傾斜し、他の流通経路を保持していない。だが両者が関税統一を実現すれば、国内河川（エルベ・ヴェーゼル・エムス・オーデル川）が連結され、北海・バルト海とアドリア海・地中海が接続され、人口7千万人の単一通商領域が創出されて、「世界史的課題」**die welthistorische Aufgabe**が達成される。ドイツ関税同盟は、たとえ北ドイツ諸邦を編入したとしても、北海・バルト海との接続を実現するにすぎず、「南東」**Südost**にはいかなる活動領域も獲得できない。統一関税の形成によって、初めて生産・流通の活動領域は「東方」**Osten**に向かうことができるのである。⁽⁴⁸⁾

〔II〕世界市場の現状として、①ヨーロッパ諸国はドイツと気候風土・生産構造で大差がなく、通商条約によって国内産業を保護するとともに、国内的な農民解放と国際的な自由貿易＝食料・原料輸入によって、生産経費を節減し、国内産業を育成するべきである。これに対して、②ヨーロッパ外部世界は気候風土・産業構造・産品特性・消費需要がドイツと大きく異なり、工業製品の輸出、現地産品の輸入を促進することが期待される。なかでも新大陸（北米・西インド・南米諸国）・豪州との貿易関係が期待されるが、現在は西欧諸国の独壇場であって、バルト海諸港・アドリア海諸港が将来的な新大陸貿易の拠点として期待される。⁽⁴⁹⁾

〔III〕したがって関税政策の方向としては、①農業的な自由貿易でも、工業的な規制貿易でもなく、国民経済のあらゆる部門を調和的に振興すること、②土地・労働の自由、原料・食料輸入の自由によって必要経費を削減し、また必要に応じて保護関税を設定し、国内産業を育成すること、③ヨーロッパ諸国の経済状況はほぼ同じである故、通商条約については一部の諸国との間でしか有益ではない以上、むしろ近隣諸国との関税協定では、経済・海運活動の成長に関する共通の目標を想定すること、④気候・風土・産業構造が異なる諸国の場合、当該諸国の産品と独逸の国産産品との交換を促進すること、以上を考慮することが必要である。⁽⁵⁰⁾

〔IV〕また海運政策の方針として、貿易利害・海運利害は矛盾するものではないこと、外国商船を排除せず、自国商船と対等に待遇するべきこと、北ドイツ諸都市の海運利害に配慮して輸入関税は緩和するべきこと、また主要河川（ドナウ・ライン・エルベ川）の国内独占を廃止し、ウィーン条約に代わる法的枠組を整備すること、北ドイツ諸邦の加入によって、これまでオランダ・ベルギーを通じて西方市場と接続してきたライン地方は外国商人への依存から脱却できること、北ドイツ諸邦の関税収入は関税同盟加入以前より増大すること、以上が重要である。⁽⁵¹⁾

最後にブルックは結論として、①関税政策の路線としては、関税統一の実現こそ成功の鍵であること、巨大な海外市場の獲得が国富増大の基礎であること、外国勢力の圧力に対して団結して対抗するべきこと、対等な貿易関係の確立に向けた統一的な貿易政策が必要であること、また②北ドイ

ツ諸邦の利点としては、従来の北方・西方との貿易関係を維持した上で、新たに南方・東方との貿易関係を獲得できること、このうちオーストリア市場は消費人口が3,900万に達するほか、牧畜地帯から先端工業まであらゆる発展段階の産業を擁すること、また当地を経由して接続するドナウ川流域、ドナウ川下流・黒海世界は天然資源に恵まれ、工業製品に対する需要も高く、貿易取引が年々増大していること、アドリア海・地中海世界は列国の貿易利害が交錯する舞台であるほか、数世紀の時を経て再び東方貿易の中継拠点として成長していること、さらには中欧市場を経由して東インド・オセアニア世界への接続も期待されること、以上を指摘している。そしてこの結論の末尾においても、「北ドイツからトリエステまで」・「地中海からベルト海峡まで」・「ライン川からドナウ下流まで」つながる流通の自由化を再度強調している。⁽⁵²⁾

ブルックの通商構想は、政治的にはシュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想における下部構造を形成するとともに、産業面では保護関税によって生産力を育成する一方、貿易面ではトリエステ拠点のアドリア海貿易、ドナウ川・黒海経由の東方貿易を推進する必要を繰り返し強調しており、ロイド汽船会社を創業・経営してきたブルックの立場を反映するものであったと言える。

ii) 通商・海運政策

次に以上の構想に立脚する商相ブルックの通商・関税政策を確認しよう。

まず国内関税に関しては、既に三月前期1826年の関税改革によって、スラヴ・イタリア諸邦との関税統一は実現していたが、オーストリア・ハンガリー国境にはライタ川 *Leitha* を境界とする国内関税が依然として存在し、両者の商品流通を阻害していた。このためシュヴァルツェンベルク内閣は、1848年12月19日の勅令によってオーストリア・ハンガリー関税統一の方針を宣言し、境界関税を管轄するハンガリーの第30官庁 *Dreißigstämter* をオーストリア官庁に併合、続く1849年1月10日の法令は境界関税線 *Binnen-Zolllinie* の緩和を規定した。その後4-8月のハンガリー独立戦争の展開によって関税統一の計画は遅れたが、戦争終結に伴い、まず1850年6月7日の勅令によって屠殺家畜の国境移動が免税とされ、続く同年10月1日の勅令によって全ての品目が境界関税を免除されるに至った。なお当初ハンガリー独自の専売制度は存続を認められたが、1851年7月1日に廃止されている。かくして両国間の境界関税は消滅、換言すれば「オーストリア＝ハンガリー関税同盟」が成立し、北のドイツ関税同盟に比肩する巨大な関税領域が登場したのである。⁽⁵³⁾

また対外関係については、イタリア諸国との一連の通商条約が目される。ロンバルディア問題＝ミラノ反乱をめぐるサルディニア王国との戦争に際して、1849年8月6日の講和条約には商相ブルック自身が全権として参加し、政治的な講和条約でありながら、経済的な通商交渉の開始も確認し、ブルック辞任後1851年10月18日の両国通商条約に帰結した。この間1849年9月24日にはサルディニア王国と奥領トスカーナ大公国との通商航海条約も実現している。⁽⁵⁴⁾ また後任商相の時代も含めると、モデナ公国とは1849年8月8日に通商条約・ポー川水運協定、1851年6月4日に電信協定、同年10月19日に郵便協定を、パルマ公国とも1851年9月15日に電信協定を締結し、最終的に1852年8月9日のオーストリア・モデナ・パルマ関税協定に結実している。以上の条約体系を通じて、オーストリアは属領トスカーナ・モデナ・パルマ三国を結ぶ一種の「中部イタリア関税統一」 *eine mittelitalienische Zolleinigung* を、さらには「オーストリア・イタリア関税同盟」 *ein österreichisch-italienische Zollverein* の形成を目指したのである。⁽⁵⁵⁾

なおアドリア海経由の地中海貿易を防衛するべきトリエステ拠点のオーストリア海軍に関して、1849年2月に司令人事が問題となったが、商相ブルックの推薦によって、デンマーク人のダーレルプ *Hans Birch von Dahlerup* が登用されている。⁽⁵⁶⁾ ホルシュタイン問題をめぐってプロイセンと敵対

したデンマーク海軍の軍人が、オーストリア海軍の発展に従事したことは示唆的である。

他方、ドナウ川航行をめぐる条約体系を見ると、まず上流域については南ドイツ諸邦との協定が不可欠となる。既に三月前期 1816 年 4 月 14 日のオーストリア・バイエルン条約によって相互の商船自由航行が確認されていたが、当該条約はブルック退任後 1851 年 12 月 2 日の協定によって更新・拡充された。その第 1 条は全ての諸国にドナウ川及びその支流における船舶航行の自由を認めるが、定期運行は加盟諸国に限り、また国内諸港を結ぶ定期運行は当該諸国の船舶に限るとした。第 2 条は同業組合・その他組織のあらゆる特権を廃止したが、第一ドナウ汽船会社、及びバイエルン＝ヴェルテンベルク汽船会社の運行特権は別途規定するとした。また第 3 条は貿易取引・治安維持に関する統一規定の整備、第 4 条は取引許可制度 *staple-rights* 及び港湾税の廃止、第 7 条は源流＝ハンガリー国境における通航料金の廃止、ハンガリー流域における通航料金制度の改正、自国船・外国船の平等待遇、第 12・13 条は加盟諸国の流域整備・障害除去の義務を規定している。⁽⁵⁷⁾

また下流域については、ドナウ河口デルタ地帯の水深確保が課題となる。ドナウ河口には、北端からキリア Kilia・スリナ Sulina・聖ジョージ St. George の三水道 Channel が存在するが、このうちキリア・聖ジョージ水道は水深 6 フィート程度にすぎず、中央のスリナ水道が最も広幅で水深 7-11 フィートを保つため、船舶航行の動脈として機能した。当該水道を通航できる船舶は概ね 150 トン級を上限とし、その安全航行には最低 11 フィートの水深が必要であったが、ヨーロッパ随一の大河であるドナウ川はアルプス山麓から運搬される土砂の総量も尋常ではなく、適正な水深の維持には定期的に堆積土砂を除去する浚渫工事が不可欠であった。⁽⁵⁸⁾ ドナウ河口の三水道は、1812 年のブカレスト条約・1826 年のアッケルマン条約・1829 年のアドリアノーブル条約によって順次ロシアの管理下に入ったから、制度上はロシア当局が浚渫工事を含む河口管理の責任を負っていた。ちょうどオスマン帝国が両海峡の支配によって黒海貿易を規定したとすれば、ロシアは「ドナウ河口の女主人」*Mistress of the Mouth of the Danube* としてドナウ河貿易を左右したのである。⁽⁵⁹⁾

このため既にメッテルニヒ時代には 1840 年 7 月 25 日の喫露航海条約（10 年期限）が締結され、自由航行の原則のほか、第 5 条で砂州堆積に対する浚渫作業の実施、第 6 条でスリナ水道の灯台整備、第 7 条で航行料金の徴収、第 8 条で検疫制度の整備が確認されていた。⁽⁶⁰⁾ だがドナウ河口の浚渫作業に関するロシア当局の対応は十分とは言えず、1840 年代を通じて船舶航行に支障をきたす事態も頻発した。また河畔都市イスマイル Ismail の副領事スガルデリ Nicolo Sgardelli は、メッテルニヒ時代 1847 年の喫露合意によって、自国海運のためにスリナ水道の監督権を認められたが、モルダヴィア・ワラキア状勢に伴う「高度な」政治判断 *höhere politische Erwägungen* から、1849-50 年の 2 年間は現地視察の自粛を求められた。⁽⁶¹⁾ このため商相ブルックは 1849 年 4 月 10 日に外務省を通じてロシア政府に安全航行の保証を要求し、また駐露大使ブオルは 1850 年 4 月に現地調査の規制緩和を求め、スガルデリは同年秋より現地視察を開始している。⁽⁶²⁾ いずれにせよスリナ水道問題の解決が、ドナウ川貿易、ひいてはブルック通商構想の実現における鍵であった。

④ 東方問題と英露対立

最後に七千万人帝国＝中部ヨーロッパ関税連合計画のアキレス腱となる東方状勢を確認しよう。一般に「東方問題」*Eastern Question/ die orientalische Frage* は、オスマン帝国をめぐるロシアの黒海進出・南下政策とイギリスのインド経路確保・トルコ保全政策との対立を焦点とするが、オーストリアにとっても、政治的にはバルカン民族運動の波及を予防する上で、経済的にはドナウ川・アドリア海経由のレヴァント貿易を振興する上で、東方状勢の安定は死活問題であった。

i) モルダヴィア・ワラキア問題

まず行論の関係からルーマニア両公国(モルダヴィア・ワラキア公国)の動向に言及しておきたい。ドナウ川下流域・河口地帯に位置する両公国は、中世末期よりオスマン帝国の附庸国として編入され、近世を通じて北方の対露障壁として機能したが、18世紀後半から徐々にロシアの影響が強まり、1828-29年の露土戦争=1829年のアドリアノーブル条約及び1831・32年の「基本法」では、両公国の自治権=君主選挙が保証される反面、ツァーリの保護権が規定され、ロシア支配に対する不満は高まっていた。両公国における民族運動の高揚は、政治的には同胞のルーマニア民族が居留するトランシルヴァニア侯国の分離を誘発し、経済的にはドナウ川経由の運輸・貿易活動を攪乱する恐れがあったから、オーストリアにとって当該地域の安定は不可欠であった。⁽⁶³⁾

1848年の市民革命・民族運動は両公国にも波及するが、土地貴族ボイエールの場合、輸出向け農場経営を展開するなか、余剰収入の蓄積によって民族意識を覚醒し、対外的・政治的なロシア支配体制への反発を強めたが、農民階層の場合、土地負担の増大によって階級意識を醸成し、国内的・経済的なボイエール支配体制への不満を高めていた。まずモルダヴィアの首都ヤッシーでは1848年4月10日に自由主義貴族が35カ条の請願を提出し、自由主義の実現とボイエールの政治参加を要求した反面、ボイエール特権の維持=農民支配の温存にも固執した。このため三月運動は民衆運動を随伴せず、公国君主ストゥルザ Mihail Sturdza (在位1834-49年)の武力弾圧を許した。7月10日にはロシア軍がヤッシーを占領するが、一部の指導者はトランシルヴァニアに逃亡して革命の機会をうかがった。またワラキアでは、同年5月に革命委員会が対外方針としてロシア支配体制の廃棄を採択し、同年6月22日のブカレスト蜂起によって公国君主ビベスク Georghe Bibescu (在位1842-48年)を廃位する。だが国内改革の路線をめぐって、穏健派が貴族勢力の政治参加、農民支配の維持を志向する一方、急進派は無産階級の政治参加=自由な選挙制度、貴族特権の解消=農民の有償解放を要求するなか、オスマン政府は9月25日に首都ブカレストを占領する。⁽⁶⁴⁾

露土両国は、1849年4月24日の露土条約(バルタ・リーマン条約)によって、①公国君主(7年任期)は露土両国が指名、②公国議会を廃止して評議会を新設し、公国君主がその成員を指名、③ロシア軍は1851年まで駐留、以上を規定した。かくして基本法の保証する自治制度は消滅し、強力なロシア支配体制が成立、傀儡のモルダヴィア君主ギーカ Grigore Alexandru Ghica (在位1849-53年)、ワラキア君主シュティルベイ Barbu Stirbei (在位1849-53年)が即位する。またロシアは、1848年の革命で動揺したボイエールの農民支配を1851年の土地改革によって再建し、政治的にはロシア支配に対するボイエールの支持を確保した反面、経済的にはボイエールの輸出向け穀物生産を促進し、南部ロシアの穀物輸出に対する競合相手を創出したと言える。⁽⁶⁵⁾

かくしてオーストリアは、自らは国内の市民革命・民族反乱の收拾に忙殺されるなか、ロシアのルーマニア出兵によってトランシルヴァニア民族運動の抑制とドナウ川下流域の安全を実現した反面、ドナウ川・黒海経由の穀物貿易に対するロシアの警戒も準備したと言えよう。

ii) 1849年の東方危機

ハンガリー革命は1849年8月13日に終息したが、革命勢力は海外拠点(ロンドン・パリ・チューリヒ)で活動を続けたほか、独立戦争を主導したコシュート、J・ベムら中枢はオスマン帝国領内に逃亡したため、身柄の確保が課題となった。墺露両国はそれぞれオスマン帝国との1739年のベオグラード条約(第18条)、1774年のキュチュク・カイナルジ条約(第2条)によって犯罪人の引渡に合意していたから、⁽⁶⁶⁾ 両国の駐土大使シュテルマー Bartholomäus Stürmer (在任1832-50年)・ティトフ Vladimir Titow (在任1844-54年)は、8月25日にオスマン政府に対してハンガリ

一革命家 3,600 名・ポーランド革命家 800 名の身柄引渡を要求した。だが 8 月 30 日、オスマン政府は、ロシア南下政策の加速を警戒して要求を拒絶し、9 月 17 日に両国の対土国交は断絶する。⁽⁶⁷⁾

これに対してイギリス外相パーマストンは、ポーランド・ハンガリーの自由主義・民族運動に同調し、奥露両国のハンガリー革命鎮圧や、ロシアのモルダヴィア・ワラキア侵攻を非難するとともに、革命家の身柄引渡をめぐるオスマン政府の対応を支持し、またフランスと連携して反露・親土体制を形成した。⁽⁶⁸⁾ また駐土大使キャニング Stratford Canning（在任 1842-58 年）の要請を受けて、10 月 6 日にパーカー提督 William Parker の艦隊を派遣、11 月 1 日にはダーダネルス海峡を通過して首都イスタンブールに入った。だがこの行為は平時の軍艦通航を規制した 1841 年の国際海峡協定に違反するものであったから、ロシアは駐英大使ブルーノフ Philipp von Brunnow（在任 1844-54 年）を通じて抗議している。⁽⁶⁹⁾ 英露関係が緊迫するなか、外相パーマストンは艦隊を撤収して事態の收拾に努め、12 月 25 日の四国条約（英仏露土）によって海峡協定の遵守を再認する一方、ロシアは身柄引渡の要求を放棄し、かくして露土関係は回復した。⁽⁷⁰⁾

他方シュヴァルツェンベルクは、ハンガリー独立戦争の記憶が残るなか、革命勢力への疑念を捨てなかったが、英露接近に伴うオーストリアの孤立や、国際緊張に伴う貿易活動の損失を恐れ、態度を軟化している。10 月 22 日には駐奥大使ムスルス Mussurus（在任 1848-50 年）に対して、オスマン領内に潜伏する革命勢力の拘留を条件として、身柄引渡の請求を放棄する一方、10 月 28 日にはハンガリー反乱軍に対する恩赦を表明し、オスマン領内に逃亡した革命兵士の帰国を勧奨しており、かくして 1850 年 4 月 6 日には対土国交も回復している。⁽⁷¹⁾

かくして 1849 年の東方危機は終息するが、長期的にはクリミア戦争に帰結する英露対立の「起源 germ（V・プリーヤー）」とされ、並行して奥露関係を攪乱する問題も誘発している。

第一はトスカナ問題である。前述の如く、シュヴァルツェンベルクは、1848 年 7 月のシチリア独立に際して 1849 年 5 月にパレルモを攻略したほか、1849 年 1 月のフィレンツェ暴動に対してはリヴォルノ出兵をもって対応した。こうした軍事干渉の結果、現地で活動するイギリス商人は多大な被害を受けたとされ、1850 年 1 月以降、外相パーマストンはオーストリア政府に公的補償を要求している。シュヴァルツェンベルクは、同年 4 月に駐露大使ブオルを通じてロシアの仲裁を求めたが、外相ネッセルローデはオーストリアに対する支持を表明したものの、デンマーク問題・東方危機をめぐる悪化した英露関係の回復を優先し、英奥両国の仲裁は謝絶している。⁽⁷²⁾

第二はイオニア問題である。1850 年初頭、ギリシアに居留するポルトガル系のイギリス銀行家ドン・パシフィコ Don David Pacifico は、ギリシア民衆の暴動によって家財の損害を被ったとし、ギリシア政府にその賠償を求めた。しかしギリシア政府はこの要求を拒否したため、イギリス海軍は制裁措置としてギリシア艦艇を拿捕し、イオニア諸島を占拠した（いわゆる「ドン・パシフィコ事件」）。イオニア海域の安全はアドリア海貿易にとって不可欠であったから、シュヴァルツェンベルクはイギリスの横暴な砲艦外交を非難する共同声明を提唱し、1850 年 3 月には駐露大使ブオルを通じてロシアにも賛同を求めた。だが外相ネッセルローデはこの提案も拒絶し、のみならず駐英大使ブルーノフを通じてむしろ外相パーマストンの対応を擁護している。⁽⁷³⁾ ロシアにとって、ハンガリー・バルカン半島の民族運動は、自国領内への波及を阻止するため、オーストリアと協調して対応する必要があったが、地中海世界の通商問題は必ずしもそうではなかったのである。

第三は聖地管理権の問題である。ロシアは 1774 年のキュチュク・カイナルジ条約によってオスマン帝国領内のキリスト教徒＝ギリシア正教徒に対する保護権を保持したが、これによって聖地イエルサレムにおけるギリシア正教徒の活動も保護の対象として観念された。これに対してフランス第

二共和制の大統領ルイ・ナポレオン(在任1848-52年)は、1850年5月28日に外交使節オーピック Jacques Aupick を派遣し、1740年のカピチュレーションを根拠として聖地管理権を要求したため、仏露両国の間で聖地管理問題が発生する。この問題においてオーストリアは他のカトリック諸国(サルディニア、両シチリア王国、ベルギー、スペイン)とともにフランスを支持したから、普墺対立が深まる1850年において、既に墺露両国は対立陣営に属したのである。⁽⁷⁴⁾

最後にオーストリアの七千万人帝国計画をめぐる反応であるが、ロシアは公式声明こそ発表していないものの、駐墺大使メイENDORFF Peter von Meyendorff(在任1827-32年・再任1850-54年)は外相ネッセルローデに対して、七千万人帝国計画が将来的にロシア利害にとって打撃となることを警告している。同様な見解はイギリス外務官僚の間にも存在し、イギリスのドレスデン使節フォーブス Francis Forbes は、ドナウ川からその河口を経てボスフォラス海峡に至る中欧経済計画が、オーストリアの勢力を拡大する反面、ロシアにとっては脅威となること、また駐露大使ブルームフィールド John Bloomfield(在任1844-51年)は、ロシア政府中枢はモルダヴィア・ワラキア公国及び黒海海域からロシア利害の駆逐される危険を警戒しつつあること、要するに七千万人帝国計画をめぐる墺露関係の悪化を、外相パーマストンに報告している。⁽⁷⁵⁾

以上の如く、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの民族独立をめぐることは、これを支援するプロイセンに対して墺露両国は結束して対抗した反面、モルダヴィア・ワラキアの独立運動、イタリアの革命運動をめぐることは、これらを支持するイギリスに対して墺露両国は次第に歩調を乱し、聖地管理権をめぐることは、これを要求するフランスに対して墺露両国は全く対立したのであって、三月前期を一貫して維持され、ハンガリー反乱鎮圧において頂点に達した墺露両国の協調関係は、シュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想を契機として動揺し始めたと言えよう。

註

(01) 以下概略は、H. Friedjung, *Österreich von 1848 bis 1860*, 2Bde., Stuttgart, 1908-12; 林、前掲書、35-40、106-109、117-118、120-121、181頁、成瀬他編、前掲書、316-317、320-321、358-359頁。

(02) F. Walter, *Die österreichische Zentralverwaltung*, Abteilung III: Von der Märzrevolution 1848 bis zur Dezemberverfassung 1867, 2Bde., Wien, 1964, Bd. 1: Die Geschichte der Ministerien Kolowrat, Ficquellmont, Pillersdorf, Wessenberg-Dobhoff und Schwarzenberg, S. 3-6.

(03) W. Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte*, Wien, 2009, S. 115-117; 奥 正嗣「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開——1848年~1851年 初期立憲主義の確立——」大阪国際大学『国際研究論叢』第16・17巻2003年、59-60頁。条文は、W. Brauner, *Quellenbuch zur österreichischen Verfassungsgeschichte 1848-1955: Anhang: ältere Quellen*, Wien, 2012, S. 1-4; H・コーン、前掲邦訳、史料9、186-188頁。

(04) なおその代表383名の社会的な出自としては、自由主義貴族が43名、農民が92名、名望家・知識人・専門家が残りを含め、また民族的な母体としては、スラヴ系が190名を含め、ドイツ系は少数派であった。E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 558-559; F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 83-88; 奥、前掲論文、61-62頁。

(05) 農民解放については、佐藤勝則「オーストリア立憲帝国会宛請願書目録分析——1848年革命における変革課題把握のために——」『西洋史研究』新輯第12号1983年(同『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説——』多賀出版1992年、第1章)。

(06) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 710-724; F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 215-218.

(07) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 630-631, 796-800; F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 259-266. 個別研究としては、G. Hildebrandt, *Österreich 1849: Studien zur Politik der Regierung Schwarzenberg*, Berlin, 1990; A. Gottmann, *Der Reichstag von Kremsier und die Regierung Schwarzenberg: Die Verfassungsdiskussion des Jahres 1848 im Spannungsfeld zwischen Reaktion und nationaler Frage*, Wien, 1995.

(08) W. Brauner, *Verfassungsgeschichte*, S. 117-119; 奥、前掲論文、2-6頁、同「オーストリア・クレムジール

- 憲法草案再考——クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との思いがけない類似性をめぐって——」大阪国際大学『国際研究論叢』第23巻2010年。条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 5-13; H・コーン、前掲邦訳、史料10、189-191頁、石田裕子訳「クレムジール憲法草案」『東欧史研究』第26号2004年、52-66頁。
- (09) 国民基本権は第2章・第7-32条で予定されたが、帝国議会での審議未了から追加条項として規定された。
- (10) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 325-327.
- (11) F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 320-324; W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 119-120; 奥、前掲論文、5-14頁。条文は、W. Brauneder, *Quellenbuch*, S. 19-27。邦訳として、武藤真也子訳「シュタディオーン憲法」『東欧史研究』第26号2004年、67-77頁。
- (12) 帝国参議会については、W. Heindl, *Die Protokolle des österreichischen Ministerrates 1848-1867*, Abteilung I: Die Ministerien des Revolutionsjahres 1848: 20 März 1848-21 November 1848, Wien, 1996.
- (13) W. Brauneder, *Verfassungsgeschichte*, S. 120; 奥、前掲論文、7、12-13頁。
- (14) 森下嘉之「暫定自治体法」『東欧史研究』第27号2005年、106-120頁。
- (15) 武藤、前掲稿、78-79頁。
- (16) R. Austensen, "Austria and the 'Struggle for Supremacy in Germany' 1848-1864", *Journal of Modern History*, Vol. 52, 1980, pp. 201-202。キューベックはメッテルニヒと懇意であるが故に、シュヴァルツェンベルクに警戒され、在外勤務を指示されたとされる。F. Walter, „Karl Kübeck Freiherr von Kübau und die Aufrichtung des Franzisko-josephinischen Neuabsolutismus“, *Süd Forschungen*, Bd. 19, 1960; H.-H. Brandt, „Kübeck von Kübau, Carl Friedrich Freiherr“, *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 13, 1982.
- (17) K. Obermann, „Unveröffentlichte Materialien über die Tätigkeit Metternichs in der Revolution von 1848-1849“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 21, 1968; R. Austensen, "The Making of Austria's Prussian Policy 1848-1852", *Historical Journal*, Vol. 27, 1984, pp. 865-866.
- (18) L. Sondhaus, "Schwarzenberg, Austria, and the German Question, 1848-1851", *International History Review*, Vol. 13, 1991, pp. 14-15
- (19) なおヴィンディシグレーツの妻エレオノーレ Eleonore zu Schwarzenberg (1796-1848年：革命の暴動で死亡)はシュヴァルツェンベルクの実姉であり、両者は義理の兄弟にある。F. Walter, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 258-259.
- (20) K. W. Rock, "Felix Schwarzenberg, Military Diplomat", *Austrian History Yearbook*, Vol. 11, 1975.
- (21) R. Kizling, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Der politische Lehrmeister Kaiser Franz Josephs*, Graz, 1952, S. 51-52.
- (22) 稲野強「プラハ六月蜂起とスラヴ民族主義」、良知力編『共同研究：一八四八年革命』大月書店1979年。
- (23) L. Sondhaus, "Prince Felix zu Schwarzenberg and Italy", *Austrian History Yearbook*, Vol. 22, 1991; 北原敦編『イタリア史』〔世界各国史⑮〕山川出版社2008年、178-180頁。
- (24) 南塚信吾「ハンガリーにおける四八年革命」、良知力編、前掲書、所収、274-284頁、林、前掲書、38-39、109-110、114-115頁、南塚編、前掲書、193-196頁。
- (25) P・エルヴィン編（田代文雄・鹿島正裕訳）『ハンガリー史』〔全二巻〕1980年、第一巻、309-311頁、A・オツェア編（鈴木四郎・学訳）『ルーマニア史』〔全二巻〕恒文社1977年、第二巻50-53、62-64頁。
- (26) 林、前掲書、114-117頁、南塚編、前掲書、203-204頁。
- (27) 林、前掲書、169-177頁、南塚編、前掲書、205-206頁。
- (28) 個別研究として、H. Kerchnawe, „Feldmarschall Alfred Fürst Windisch-Graetz und die Russenhilfe 1849“, *Mitteilungen des österreichischen Instituts für Geschichtsforschung*, Bd. 43, 1929; E. Andics, *Das Bündnis Habsburg-Romanov: Vorgeschichte der Zaristischen Intervention in Ungarn im Jahre 1849*, Budapest, 1963; I. W. Roberts, *Nicholas I and the Russian Intervention in Hungary*, Houdmills, 1991.
- (29) K. W. Rock, "Reaction Triumphant: The Diplomacy of Felix Schwarzenberg and Nicholas I in Mastering the Hungarian Insurrection, 1848-1850: A Study in Dynastic Power, Principles, and Politics in Revolutionary Times", Ph. D., dissertation, Stanford University, 1968; idem, "Schwarzenberg versus Nicholas I, Round One: The Negotiation of the Habsburg-Romanov Alliance against Hungary in 1849", *Austrian History Yearbook*, Vol. 6-7, 1970-71。国内反乱の

ためにロシア軍の介入を要請した点はシュヴァルツェンベルクの現実主義を象徴するが、あくまで秩序維持のための奥露協力を協調した点はメッテルニヒの伝統主義を踏襲すると言える。

- (30) E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 81, S. 275.
- (31) A. Beer, „Die deutsche Politik des Fürsten Scharzenberg bis zu den Dresdener Konferenzen“, *Historisches Taschenbuch*, Bd. 10, 1891, S. 5-6; E. Heller, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Mitteleuropas Vorkämpfer*, Wien, 1933, S. 35-36; S. Lippert, *Felix Fürst zu Schwarzenberg: Eine politische Biographie*, Stuttgart, 1998, S. 269-270; M. Luchterhandt, „Mitteleuropaprojektionen gegen die konjunktionelle Bewegung: Schwarzenberg und die preußische Einigungspolitik nach der Revolution 1848-1851“, M. Gehler/ R. F. Schmidt/ H.-H. Brandt/ R. Steininger (Hg.), *a. a. O.*; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 92, S. 291; W. Brauner, *Verfassungsgeschichte*, S. 133.
- (32) A. Beer, *a. a. O.*, S. 9-10, 12-13; E. Heller, *a. a. O.*, S. 37-40; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 274-276;
- (33) A. Beer, *a. a. O.*, S. 14-15; E. Heller, *a. a. O.*, S. 47-48; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 286-287; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 97, S. 298-300.
- (34) A. Beer, *a. a. O.*, S. 17-18; E. Heller, *a. a. O.*, S. 49-50; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 289-290; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 98, S. 300-302.
- (35) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 292-293; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 110, S. 332-333.
- (36) A. Beer, *a. a. O.*, S. 19-20; E. Heller, *a. a. O.*, S. 59-60; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 298-301.
- (37) A. Beer, *a. a. O.*, S. 23-24; E. Heller, *a. a. O.*, S. 65-66; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 307-309.
- (38) H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 33-34; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 317-318; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 179, S. 444-446. 諸邦の反応は、M. Doeberl, *Bayern und das Preußische Unionsprojekt*, München, 1926; H. Rumpler, „Felix Schwarzenberg und das ‚Dritte Deutschland‘: Überlegungen zu Heinrich von Srbik's Interpretation der deutschen Politik Österreichs“, H. Fichtenau/ E. Zöllner (Hg.), *Beiträge zur neueren Geschichte Österreichs*, Wien, 1974.
- (39) A. Beer, *a. a. O.*, S. 72-74; E. Heller, *a. a. O.*, S. 94-95; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 320-321.
- (40) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 321-322; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 180, S. 446-447.
- (41) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 325-326; 山田、前掲書、42-43頁。
- (42) ブルックの経歴については、R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 10-34.
- (43) A. Beer, *a. a. O.*, S. 83-85; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 52-54. この報告は同年11月3日の『ウィーン報知』で公開された。なお当該委員会は1850年9月13日にアドリア海貿易の保護制度を勧告し、9月24日に解散する。
- (44) 小稿では以下を使用した。K. Bruck, *Die Denkschriften des k. k. österreichischen Handels- Ministeriums vom 30 Dezember 1849 und 30 Mai 1859 und die Depesche des k. k. österreichischen Ministeres des Aeußern vom 21 Juli 1850 in Betreff der österreichisch- deutschen Zoll- und handelseinigung*, Leipzig, 1850. 覚書の原文(若干の省略がある)は、R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 157-204. 本邦では、佐藤勝則「三月革命後の普奥間 関税・貿易政策論争——ブルックの『中部ヨーロッパ関税連合』構想を中心として——」『西洋史研究』新輯第4号1975年、30-35頁。
- (45) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 15-19; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 157-163.
- (46) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 1-15; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 163-177.
- (47) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 29-35; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 182-186.
- (48) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 36-40; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 187-191.
- (49) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 41-44; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 192-195.
- (50) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 44-47; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 196-198.
- (51) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 47-50; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 199-201.
- (52) K. Bruck, *a. a. O.*, S. 50-52; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 201-204.
- (53) A. Matlekovits, *Die Zollpolitik der österreichisch- ungarischen Monarchie von 1850 bis zur Gegenwart*, Budapest, 1877, S. 1-2; A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im 19. Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 87; F. Tremel, „Der Binnenhandel und seine Organisation: Der Fremdenverkehr“, A. Brusatti (Hg.), *Die wirtschaftliche Entwicklung*, Wien, 1973 [A. Wadurszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848- 1918*, Bd. I], S. 386-387.

- (54) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 40- 41; U. Cova, „Österreich (-Ungarn) und Italien“, A. Wandruszka (Hg.), *Die Habsburger- monarchie im System der internationalen Beziehungen*, 2Bde., Wien, 1989 [A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *a. a. O.*, Bd. 6] Teilband 1, S. 655- 656.
- (55) A. Beer, *a. a. O.*, S. 356- 358; U. Cova, *a. a. O.*, S. 649- 650.
- (56) L. Sondhaus, *The Habsburg Empire ant the Sea: Asutrian Naval Policy, 1797-1860*, West Lafayette, 1989, pp. 158- 171.
- (57) H. Hajnal, *The Danube: Its Historical, Political and Economic Importance*, Hague, 1920, pp. 67- 68; J. P. Chamberlain, *The Regime of the International Rivers: Danube and Rhine*, New York, 1923, p. 37; C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 65, pp. 491- 492; Vol. 107, pp. 73- 100.
- (58) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 53- 54; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 27- 31; S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex*, New York, 1987, pp. 205- 206.
- (59) J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 34- 35; C. Ardeleanu, *International Trade and Diplomacy at the Lower Danube: The Sulina Question and the Economic Premises of the Crimean War (1829- 1853)*, Braila, 2014, pp. 210- 211.
- (60) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 62- 63; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 36- 37; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 201- 205; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 180- 182. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 90, pp. 297- 305.
- (61) M. Sauer, „Österreich und die Sulina Frage, 1829- 1854 (I) (II)“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 40, 1987/ Bd. 46, 1990, S. 103- 104.
- (62) H. Hajnal, *op. cit.*, p. 64; M. Sauer, *a. a. O.*, S. 125- 126, 134- 135; Gt. Britain, *Parliamentary Papers*, 1852- 53, Vol. CII-561 [C.1669], “Correspondence with the Russian Government respecting the Obstructions to the Navigation of the Sulina Channel of the Danube”, No. 13, p. 13.
- (63) 概要について、拙稿「19世紀前半におけるロシア黒海貿易と南下政策——モルダヴィア・ワラキア支配の意義と限界——」『鳥取大学教育センター紀要』第7号2010年、黛 秋津『三つの世界の狭間で——西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題——』名大出版会2013年。
- (64) 事態の推移は、B. Jelavich, *Russia and the Formation of the Romanian National State 1821- 1878*, Cambridge, 1984, pp. 41- 43; K. Hitchins, *The Romanians, 1774- 1866*, Oxford, 1996, pp. 231- 249; A・オツェテア編、前掲邦訳、第三部・第三章、柴宜弘編『バルカン史』（新版・世界各国史¹⁸）山川出版社、178-179頁。
- (65) R. R. Florescu, *The Struggle against Russia in the Romanian Principalities: A Problem in Anglo- Turkish Diplomacy, 1821- 1854*, Iasi, 1997, pp. 239- 240. 条約条文は、C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 103, pp. 45- 50. 土地改革については、I・T・ベレンド／G・ラーンキ（南塚監訳）『東欧経済史』中央大学出版部1978年、37-39頁、南塚信吾『東欧経済史の研究』ミネルヴァ書房1979年、69-70頁。
- (66) J. C. Hurewitz, *Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record*, London, 1975, pp. 92- 101.
- (67) H. Srbik, „Ein Mordanschlag Felix Schwarzenbergs auf Ludwig Kossuth?“, *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd. 117, 1949; B. Unckel, *Österreich und der Krimkrieg: Studien zur Politik der Donaumonarchie in den Jahren 1852- 1856*, Lübeck/ Hamburg, 1969, S. 46- 48; W. Heindl, *Graf Buol- Schauenstein in St. Petersburg und London (1848- 1852): Zur Genesis des Antagonismus zwischen Österreich und Rußland*, Wien, 1970, S. 55- 56.
- (68) H. Temperley, *England and the Near East: The Crimea*, London, 1936, pp. 263- 265; V. J. Puryear, *England, Russia, and the Straits Question, 1844- 1856*, Berkeley, 1931, pp. 148- 153.
- (69) H. Temperley, *op. cit.*, pp. 265- 267; V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 153- 155.
- (70) H. Temperley, *op. cit.*, pp. 267- 268; V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 180- 185.
- (71) B. Unckel, *a. a. O.*, S. 49- 52; W. Heindl, *a. a. O.*, S. 59- 65.
- (72) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 65- 66.
- (73) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 66- 67.
- (74) B. Unckel, *a. a. O.*, S. 53- 54.
- (75) W. Heindl, *a. a. O.*, S. 72- 73.

(4) 1850年の「十一月危機」とオルミュッツ協約

最後に、プロイセンのドイツ連合計画＝ドイツ関税同盟、オーストリアの七千万人帝国＝中部ヨーロッパ関税連合構想、これらの対立の帰結について、一方のデンマーク・ヘッセン問題をめぐる1850年の普墺対立＝「十一月危機」die Novemberkrise、他方のドナウ河口問題をめぐる墺露対立＝「東方危機」、以上の両面から検討し、オルミュッツ協約＝ドレスデン会議への道程を確認しよう。

① カッセル関税同盟総会

ブルックの提起するオーストリア中心の中部ヨーロッパ関税連合は、プロイセン中心のドイツ関税同盟にとって脅威であり、プロイセンの通商官僚デルブリュック Rudolph von Delbrück は、既に1849年11月7日の官報『プロイセン報知』Königlich Preußischer Staats-Anzeiger・306号において、独墺通商の発展を支持しつつも、関税統合の実現を困難と批判している。続く1850年2月28日の覚書では、将来的な関税統一の可能性を展望しつつも、当面は相互の一次産品・国産製品の相互関税引下、あるいは河川航行の料金緩和に専念するべきであり、関税統一につながる関税表の改訂は困難であるとした。⁽⁰¹⁾ だがブルックの関税連合計画は保護制度を基調として掲げていたことから、国産産業を育成する上でドイツ関税同盟の自由貿易路線に不満を抱いてきたバイエルン・ザクセン両国が支持を表明したほか、統一関税の設定に関してはハンブルク・ブレーメンのハンザ都市も一定の好意を示している。また加えてプロイセン国内の産業利害も、これまで保護関税を要求してきた立場からして、ブルックの関税連合計画に対して親和性をもっていたと言える。⁽⁰²⁾

このため通商官僚デルブリュックはウィーンを訪問し、当面は通商条約の締結による相互貿易の促進を提起している。だがオーストリアは、あくまで単一の関税領域を形成することに固執し、交渉は破綻する。⁽⁰³⁾ また商相フォン・デア・ハイト von der Hydt (在任1848-50年)は、『プロイセン報知』130号(5月4日)において、食糧関税の引下、原料関税の免除、綿糸関税の引上、輸出・通過関税の引下、河川料金の引下、以上の如き工業利害に配慮した関税改革の方針を発表した。この路線は、続く5月10日・24日のベルリン貿易・工業・農業代表会議において農業利害の強い反発を受け、『プロイセン報知』174号(7月14日)によって、食糧・原料関税の緩和は一部撤回されたが、製品関税の引上は一部品目でむしろ強化されている。⁽⁰⁴⁾ 反動内閣における産業保護への転換は逆説的に見えるが、オーストリアが保護制度を基調とした関税統合を提起している以上、プロイセン政府が国内の産業利害あるいはエルフルト連合の盟邦の支持をつなぎ止めてゆくには、保護政策を検討せざるを得なかったと言える。⁽⁰⁵⁾

ドイツ関税同盟は1842年の更新に続いて1853年に満了を予定しており、その更新をめぐって、1850年7月7日-11月2日にヘッセン選帝侯国の首都カッセルで第9回の同盟総会(カッセル総会)が開催される。その争点は関税税率と適用領域であった。まず関税税率の設定について、プロイセン通商官僚デルブリュックは、南ドイツ諸邦の産業利害に配慮して綿糸・麻糸・梳毛糸に対する輸入関税の引上を提案したが、安価綿糸の輸入を重視するブラウンシュヴァイクの反対によって棄却された。また唯一の重要な改正として、財源確保の観点からタバコ関税の引上が決定されている。だが税率引上に伴う消費下落を警戒するブレーメンの製造業者は、生産拠点を関税線の内側に移転してタバコ課税を回避したため、期待した税収増大は実現していない。⁽⁰⁶⁾

また関税制度の領域に関しては、ブルックの提唱する関税統一への対応が焦点であった。バイエルンは自らブルック計画への対応を発議し、独墺の関税統一に賛同したほか、ザクセン・ヴェルテンベルクもブルック計画を支持した。また主権国のヘッセン選帝侯国は、1828年の北ドイツ関税同盟の締約国としてドイツ関税同盟のなかでも古参の盟邦でありながら、東西プロイセンを連結する

交通の要衝としてプロイセンの政治的・軍事的に干渉を受けたことも事実であって、プロイセンの圧力を牽制する手段として、オーストリア盟主の関税連合に関心を示した。さらにはドイツ関税同盟に対抗する租税同盟の盟主ハノーファーも、租税同盟を解消して独逸関税連合に参加する意向を示している。かくしてプロイセンは孤立し、ドイツ関税同盟の解散と独逸関税連合の成立＝プロイセンの東西分断が現実味を帯びることになった。当面、プロイセン・バイエルン・ザクセン三国が、ドイツ関税同盟の代表として、オーストリアと関税統一を協議することになった。⁽⁹⁷⁾

なおプロイセンは、関税統合に賛同する条件として、オーストリアの抜本的な関税改革を求めたほか、対案として包括的な普普通商条約の締結を提案した。関税制度・市場動向の広汎な調査・分析を必要とするこれらの要求は、戦略的な引き延ばし工作としての意味合いが強かったが、結果的に多くの諸邦はブルック計画の延期に同意するに至った。唯一ザクセンがプロイセンの意向に抵抗したが、ザクセン自身も、国内では保護主義を求める産業利害と自由貿易を求めるライプツィヒ商業利害との対抗を抱えており、同年8月には関税同盟の関税審議に同意した。⁽⁹⁸⁾

だがカッセル総会は、会場のヘッセン選帝侯国で内乱・戦争の危機が迫り、急遽閉会する。

② 十一月危機と普奥対立

i) 「六項目案」の挫折

プロイセン主導のエルフルト連合＝ベルリン諸侯会議（1850年5月8日）の26邦が新たな連邦国家を画策する一方、オーストリア盟主の旧ドイツ連邦＝フランクフルト連邦議会（1850年5月10日）の10邦が伝統的な国家連合を志向し、二大陣営の対立が深まるなか、5月28－30日にはロシア皇帝の仲介するワルシャワ会談がもたれたが、具体的な妥協は実現していない。⁽⁹⁹⁾ 事態を打開するため、シュヴァルツェンベルクは、商相ブルックに指示して所謂「六項目案」*das Program der Sechs Punkte* を準備し、1850年7月8日に駐独プロイセン大使ベルンシュトルフ *Albrecht von Bernstorff*（在任1848－51年）に提示している。すなわち、①七千万人帝国の連邦への統合、奥普両国による中央権力の排他的な行使、②中央権力・連邦議会における奥普両国の対等関係、連邦議会議長における両国の輪番制度、③プロイセンを頂点とする狭い連邦国家の形成、ただし加盟は希望する諸邦の任意とし、またこれを基礎とするドイツ帝国 *ein Deutsches Reich* の形成は禁止、④大ドイツ連邦 *der große Deutsche Bund* における国民代表制度 *Volkvertretung* の拒否、⑤オーストリア国家全域のドイツ連邦加入、イタリア・ハンガリーに対する支配の保全、⑥大陸の政治的・経済的な重点としてドイツ・オーストリアを包摂する関税同盟の創出、以上である。

このうち第一・二項において連邦権力の行使における奥普両国の協調・対等関係を認めたことは、プロイセンに対する大幅な譲歩を意味し、また第三項において大ドイツ連邦の内部におけるプロイセン中心の連邦国家を容認する点は、ラドヴィッツのドイツ連合計画に配慮したものであった。もちろん第四項における代表制度の禁止はエルフルト連合の議会制度を否定するものであり、また第五・六項はシュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想とブルックの中部ヨーロッパ関税連合を具体化するものであったが、全体としてプロイセンに対する譲歩が留意されよう。⁽¹⁰⁰⁾

だがシュヴァルツェンベルクは、六項目案の補足として、①エルフルト連合を現行以上の規模に拡大しないこと、②エルフルト連合憲法の施行を停止すること、③エルフルト連合における代表制度を放棄し、むしろプロイセン議会上院の諸邦代表をもって代替すること、以上も要求したとされる。これに対するプロイセン政府の反応であるが、内相マントイフェルは連邦組織における奥普協調の提案を権限拡大の一步として評価し、代償として国民国家・代表制度の放棄を主張、防相シュ

トックハウゼン August von Stockhausen も支持した。だが外相ラドヴィッツは六項目案の受入をプロイセン王国利害・ドイツ国民利害の損失とみなし、首相ブランデンブルクをはじめ閣僚の多数も同調した。かくしてプロイセン政府は7月17日に正式に拒絶を表明したのである。⁽¹¹⁾

ii) ホルシュタイン問題

1850年7月2日のベルリン講和条約・4日のロンドン議定書によってデンマーク王国のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン支配が回復したが、キールの総督府はデンマーク支配への帰順を承服せず、武力抵抗を再開し、7月25日のイトシュテット Idstedt の戦いでシュレスヴィヒを喪失するものの、キールを拠点としてホルシュタインの占拠を続けた。これに対して列国及び普墺両邦は、総督府をデンマークの正統支配に抵抗する「反乱政府」*Revelenregierung* と見なし、またデンマーク国王フレデリック七世は列国の支持を後盾にしてホルシュタイン奪回を試みたが、自身に十分な軍事力は無く、ウィーン最終規約・第26条及びベルリン講和条約・第4条の規定にしたがって連邦の軍事支援を要請した。9月2日に復活したドイツ連邦議会は当初態度を保留したが、10月3日にベルリン講和条約を承認し、デンマークのホルシュタイン支配を公認した。また前述した10月12日の連邦執行委員会の設置は、軍事干渉の準備を予想させるものであった。⁽¹²⁾

これに対して民族統一を求めるドイツ世論は、デンマーク王国のホルシュタイン支配に抵抗し、さらにはオーストリアのホルシュタイン討伐を批判した。ここにおいてプロイセンは、果たして旧ドイツ連邦の復活を支持し、盟主オーストリアのデンマーク支援＝ホルシュタイン攻撃に加担するべきか、それともドイツ連合計画に固執し、ドイツ国民感情を後盾として宿敵オーストリアと対決するべきか、選択を迫られたのであるが、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は9月26日に外相シュライニッツ Alexander von Schleinitz を解任、後任外相ラドヴィッツを任命して強硬路線に転換し、10月上旬には、ホルシュタインに対する連邦議会のいかなる行動も戦争行為とみなす旨を通告し、軍事手段をもって対抗するとの決意を示した。⁽¹³⁾

このプロイセンの決断を察知した残部議会は、10月25日の「連邦決議」*Bundesbeschluss* によって次の点を確認した。すなわち、「実質的な既成の統治機関」であるキールのホルシュタイン総督府及び宗主国のデンマーク政府に対して、アイダー川における停戦ラインの設定、相互の敵対関係の停止、以上を要請すること、併せて連邦執行委員会は、全権・訓令を保持する「連邦査察官」*Bundeskommisсар* をホルシュタインに派遣すること、連邦執行委員会が「最終措置」*eventuellen Maßnahmen* を判断する権限をもつこと、以上である。連邦議会としてはこの決議によって自身の中立を表明したつもりであったが、連邦議会が最終判断の権限をもつ以上、デンマーク王国が連邦政府に支援を求めれば、連邦政府が軍事干渉に踏み切る可能性は否定できなかったから、プロイセン政府はむしろ普墺両国が軍事衝突する危険が高まったとの印象を強めた。⁽¹⁴⁾

iii) ヘッセン憲法紛争

1850年の第9回関税同盟会議（カッセル会議）の開催場所となったヘッセン選帝侯国は、領域面積こそ小規模ながら、地理的には東西プロイセンを連結するほか、南北ドイツを媒介する位置にあり、経済的な物流拠点となっている。1828年には中部ドイツ通商同盟に加入して北ドイツ関税同盟（プロイセン＝ヘッセン・ダルムシュタット関税同盟）を分断しながら、1831年には前者を脱退して後者に荷担しており、ドイツ関税同盟の成立にあたっては同国の動向が鍵をなしたと言っても過言ではない。あわせて同国は北西ドイツの租税同盟とも接続する位置にあったから、将来的なドイツ関税同盟の領域拡大の上でも重要な位置を占めた。また軍事的にも東西プロイセンを結ぶ戦略的な要衝であり、1834年5月12日のプロイセン＝ヘッセン兵站協定 *Etappenkonvention* ではプロイセ

ンに対してヘッセン経由の行軍・物資補給を認めている。⁽¹⁵⁾ こうした経済的な発展性は、政治的な進歩性を促し、フランス七月革命に触発された1831年1月5日の憲法によって一院制の等族議会が組織され、選帝侯とともに議会在が国政運営の権限を確保していた。⁽¹⁶⁾

しかし三月革命後の1850年2月、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム Friedrich Wilhelm（在位：1847-66年）は、自由派の首相エーベルハルト Bernhard Eberhard を解任、反動的なハッセンプフルーク Ludwig Hassenpflug を登用したため、議会は予算承認を拒否した。これに対して選帝侯は6月12日に議会を解散するが、新たな議会もやはり政府予算を否決したため、選帝侯は9月2日に再び議会を解散し、9月4日の租税徴収令によって議会承認の無い課税を断行し、選帝侯・議会の対立が深まった。⁽¹⁷⁾ このため選帝侯は9月7日に戦争状態を宣言、12日に連邦議会に対してウィーン最終規約・第26条の発動、すなわち反乱勢力に対する連邦軍の介入を要請した。なお当該条項は、あくまで憲法に忠実な君主に対する臣民の違法反乱を想定し、そもそも君主の憲法違反に対する臣民の抵抗活動を想定していなかったが、9月21日の連邦決議（第一次決議）は、最終規約の第57・58条及び1832年6月28日の連邦決議が議会の課税拒否権を否定していること、選帝侯に対する議会の抵抗は最終規約の第25・26条の対象に該当することを確認したのである。⁽¹⁸⁾

こうして選帝侯がオーストリアに接近したとすれば、対する等族議会はプロイセンに支援を求め、新任外相ラドヴィッツは、以下の三点から9月21日の連邦決議を批判している。すなわち、第一に、復活したフランクフルトの連邦議会は、少数諸邦が旧連邦議会の権限を不法に篡奪して成立した「違法議会」die illegale Frankfurter Versammlung であって、21日の連邦決議にも正統性・拘束力はないこと、第二に、ヘッセン選帝侯国はエルフルトのドイツ連合の加盟国であって、同邦は連合離脱を表明しているが、連合はまだ同邦の脱退を正式に承認していない以上、同邦の憲法紛争は、連合憲法・第124条に従ってエルフルト連合仲裁裁判所で係争されるべきであること、第三に、ヘッセン選帝侯国は東西プロイセンを連結する流通・戦略拠点に位置し、その治安維持・領土保全是プロイセン領内の東西流通を維持する上で死活問題であって、21日の連邦決議が確認したオーストリア軍のヘッセン進駐はプロイセンにとって重大な脅威であること、以上である。⁽¹⁹⁾

かくしてヘッセン憲法紛争を舞台として奥普対立が深まるなか、オーストリア・バイエルン・ヴュルテンベルクの三国は、10月12日のブレーゲンツ条約 der Bregenzer Vertrag によって防衛同盟 Schutz- und Trutzbündnis を締結し、ドイツ連邦の維持、連邦議会の公認、連邦決議の履行に関する相互の義務を確認した。また連邦決議に対する抵抗は連邦組織の権威を否定する「連邦破壊」Bundesbruch とみなされること、連邦破壊を阻止するため連邦の武力行使が認められること、以上について合意している。なかでもバイエルンは、連邦決議に基づくヘッセン出兵の用意があることを説明し、プロイセンが連邦決議を拒否する場合は三国が連帯して抵抗することを確認した。⁽²⁰⁾

また連邦議会は、9月21日の連邦決議にもかかわらずヘッセン憲法闘争が激化したことから、軍事介入を実行する決議の整備を進めた。まず10月16日の第二次決議では、ウィーン最終規約の第26・31条に基づく「法的秩序の回復に必要な執行措置」が確認され、バイエルン・ハノーファー両国に抛出兵力の分担と派遣部隊の編成が指示された。あわせてハノーファーにヘッセン連邦査察官 Bundes- Zivilkommissar の任命が委託され、ドイツ国民議会のオーストリア全権レヒベルクが就任した。続く10月26日の第三次決議ではヘッセン選帝侯国への出兵が確認され、その時機は連邦査察官レヒベルクの判断に、指揮権はバイエルン軍のK・トゥルン＝タクシス Thurn und Taxis に委ねられた。かくして11月1日にオーストリア・バイエルン軍がヘッセン選帝侯国領内に侵攻する。⁽²¹⁾

以上のホルシュタイン・ヘッセン問題をめぐって、君主の正統支配を支持するオーストリア、反

乱勢力の活動を支援するプロイセン、両者の対抗関係が深まったが、プロイセンは政治的にはドイツ連合計画に挫折したのみならず、経済的にはカッセルを会場とした関税同盟総会の中止を余儀なくされたほか、シュレスヴィヒ・ホルシュタインを通じたバルト海世界との通商や、ヘッセン選帝侯国を通じたハノーファーとの流通が攪乱され、経済活動も大きな打撃を受けたと言えよう。

③ 普墺交渉とオルミュッツ協約

i) ワルシャワ会談

普墺関係が緊迫するなか、プロイセン政府では防相シュトックハウゼンがロシアの後盾を受けたオーストリアに対する勝算は低いと見込んだほか、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世自身も外交交渉による解決を求め、10月15日に首相ブランデンブルクをワルシャワに派遣、同地に滞在する露帝ニコライ一世に仲裁を依頼した。続く25日には墺帝フランツ・ヨーゼフ及び宰相シュヴァルツェンベルクも当地を訪れ、28日に暫定的な「ワルシャワ合意」*die Warschauer Übereinkunft*を確認している。その内容は上述の「六項目案」を踏襲するが、プロイセンにとってより不利な内容となっている。すなわち、まずプロイセンは、オーストリアが求めるドイツ連邦の復活、一連の連邦改革、墺領全域の連邦編入、連邦における国民代表制度の放棄、連邦参議院(17名)による中央権力の行使、以上を承認した。その代価としてプロイセンは、オーストリアへの要求として、連邦主席 *Bundespräsidium* の普墺輪番、執行権力の普墺独占、広域的な連邦の内部におけるプロイセン中心の局地的な連合の容認、以上を提示したが、オーストリアはこれらを拒否し、シュヴァルツェンベルクはむしろエルフルト連合憲法の完全放棄を合意の必須条件として求めた。⁽²²⁾

他方、プロイセン政府は、連邦制度の回復・再編を討議する手段として、オーストリアが再建・主導したフランクフルト連邦議会ではなく、むしろ特別な「大臣会議」*Ministerkonferenz*を開催すべきこと、また大臣会議の決議を連邦法として承認するには公式の連邦決議が必要であること、以上を主張し、シュヴァルツェンベルクもこれを認めた。かくして連邦問題の是非は、普墺の直接交渉ではなく、諸邦代表を含む大臣会議での議論に委ねられることになった。

なお普墺対立の焦点であったホルシュタイン・ヘッセン問題に関して、プロイセンは何ら譲歩を得られず、いずれもオーストリアが支援するデンマーク支配・選帝侯支配の回復、プロイセンが支援するホルシュタイン独立・議会反乱の平定が確認されている。かくしてワルシャワ合意はドイツ連邦再編問題、ホルシュタイン・ヘッセン問題のいずれにおいてもオーストリアの優位を見た。なお11月1日のプロイセン閣議では、首相ブランデンブルクの報告をめぐって、外相ラドヴィッツが連合計画の放棄に抵抗したものの、国王及び閣僚多数は協調関係の回復を支持した。⁽²³⁾

ii) オルミュッツ協約

かくして1850年11月1日、一方では10月26日の連邦決議にしたがってオーストリア・バイエルン軍がヘッセン領内に出兵し、軍事衝突の危機が高まったが、他方では10月28日の普墺会談＝ワルシャワ合意にしたがってプロイセンはヘッセン駐留部隊を撤兵し、前面衝突は回避された。⁽²⁴⁾だがこの措置を不満とする外相ラドヴィッツは11月2日に辞任し、商相フォン・デア・ハイト、文相ラーデンベルク *Adalbert von Ladenberg* とも辞職した。以後、首相ブランデンブルクは、オーストリアに対して、エルフルト連合の放棄、連邦のヘッセン・ホルシュタイン干渉を受諾する条件として、連邦の軍事干渉は反乱鎮圧に限定すること、プロイセンの兵站路は保全することを要求した。これに対して宰相シュヴァルツェンベルクは、交渉再開の条件としてまずプロイセン軍のヘッセン撤退を要求したが、これにはプロイセンの穏健派も不満を示し、11月5日に国王は一転して動員令

を公布、商相・文相も閣僚として復帰した。しかも11月6日には首相ブランデンブルクが急逝し、後任首相マントイフェルは和平路線を継承したものの、プロイセン軍はヘッセン領内に進駐し、11月8日にフルダ Fluda 近郊のブロンツェル Bronzell において交戦状態に入った。⁽²⁵⁾

だがワルシャワ合意の破棄は、当該合意を仲介したロシアの宣戦を招く危険があったほか、オーストリアは11月24日に最後通告を発したため、マントイフェル・シュヴァールツェンベルク両者は11月28日にオルミュッツで会談し、駐墺ロシア大使メイェンドルフに仲介されながら、⁽²⁶⁾ 11月29日のオルミュッツ協約 *Olmütz Punktation* によって以下の点を確認した。すなわち、①普墺両国は、クール・ヘッセン及びホルシュタイン問題の最終的な解決を、全ドイツ諸邦の共同決議によって実現すること、②フランクフルト連邦議会に代表を派遣する諸邦とその他の諸邦との協力を実現するため、両者それぞれ1名ずつ委員を指名し、共同で取るべき措置について合意すること、③しかし、クール・ヘッセンにおいてもホルシュタインにおいても、合法的で、連邦規約に準拠し、連邦の義務を可能にする状況を実現することが重要であり、またクール・ヘッセンの占領をめぐって、オーストリアがプロイセン利害の保全を保証する限り、両国は迅速な問題の処理と、次の点の決定に合意すること。すなわち、a) クール・ヘッセンに関して、プロイセンはヘッセン選帝侯の軍隊召集、関係諸国のヘッセン出兵を是認する一方、オーストリアはプロイセン軍のヘッセン領内・兵站路進駐を容認し、また両国軍隊が首都カッセルを共同占領すること、b) ホルシュタインに関して、普墺両国は共同コミッサールを派遣すること、ホルシュタイン総督府はデンマークとの交戦を停止し、以後軍隊をアイダー川以南に撤兵して、兵力規模を3分の1に縮小すること、対するデンマーク王国はシュレスヴィヒ進駐部隊の兵力を秩序維持に必要な規模にとどめること、オーストリアは北ドイツ経由でホルシュタインに出兵する権限を確保すること、④12月中旬にドレスデンにおいて大臣会議を開催すること、この会議は普墺両国が共同で招聘すること、以上である。⁽²⁷⁾ この協約によって、プロイセンの野望であったドイツ連合構想は最終的に挫折した。だがその反面、前述したワルシャワ合意の保証する全入計画は言及されず、オーストリアが主張するフランクフルト連邦議会での解決も実現せず、オーストリアの七千万人帝国構想も大幅に後退したと言えよう。

だがプロイセン国内ではラドヴィッツの連合計画に対する期待は高く、12月3日のプロイセン議会・第二院では、自由主義者が国民統一・議会主義を実現する手段として武力解決を求め、保守勢力もオーストリア中心主義を打倒する手段として軍事対決を支持し、いずれもオルミュッツ協約の破棄を主張した。対してプロイセン王室を支持する極右勢力「カマリラ」*Kamarilla* は、当初外圧への屈服を批判していたが、最終的に普墺合意を是認した。なかでもビスマルク *Otto von Bismarck* は、第二院での演説で、今や形式的な威信・名誉よりもその時々の実質的な利害関係・国際環境を重視する「現実政治」*Realpolitik* の必要を訴え、連合計画・ホルシュタイン・ヘッセン問題のいずれも軍事手段で解決するほどの価値は無いこと、連合計画にはむしろ中小諸邦・オーストリア利害に対するプロイセンの従属 *Mediatisierung Preußens* を招く危険さえあることを指摘している。それでも保守派・自由派の反対は根強く、12月19日に首相マントイフェルが就任した後、1851年1月8日の裁決では、協約を支持する保守派が146票、反対する自由派が142票の僅差で前者が優位に立ち、オルミュッツ協約は批准された。かくして以後プロイセンでは、何よりも自由主義者のもとで「オルミュッツの屈辱」*Schmach von Olmütz* が記憶され、その解消が追求される。⁽²⁸⁾

④ スリナ水道問題と墺露対立

1850年には、バルト海と接続するホルシュタイン問題をめぐって普墺関係が緊迫した一方、黒海

と連結するドナウ河口問題をめぐって奥露関係が緊張したことも留意される。

前述したオーストリアの要請にもかかわらず、スリナ水道の土砂堆積は続き、1850年10月3日のガラツ領事報告によれば、水深は8フィートまで減少し、商船航行に支障をきたしていた。現にオーストリア及び各国帆船の航行状況を見ると(表1)、隻数・貨物重量とも、1848年の革命によって急落した後、1849年に未曾有の水準に達し、全体に占めるオーストリアの比重も10%に上昇したが、1850年には再び急落している。ただし汽船航行についてはオーストリアの独壇場で、1848年の革命の影響も認められず、1850年にはむしろ微増さえしている。それでもロイド汽船会社の海運活動に占めるドナウ・黒海世界の比重は、1840年代を通じて上昇した後、1850年に急減しており(表2)、同社の海運活動にとってドナウ河口航行の攪乱は憂慮するべき問題であった。⁽²⁹⁾

こうしたなか1840年の奥露航海条約は1850年9月22日に満了したため、ガラツ・オデッサ領事は、ドナウ河口の自由航行を保全するため、条約の即時延長を求めた。これに対してトリエステ海運当局は、欠陥の多い当該条約の単純な更新を望まず、むしろこの機会にドナウ河口整備を保証する条約への改正を志向している。このため現行条約は暫定1年の更新で合意し、並行して通商条約の改正交渉が進められた。条約草案はトリエステ当局が起草し、商務省・外務省が最終原案を作成した上で、駐露大使ブオルを通じてロシア政府に提示された。この原案では、露領の河畔都市レニReniにおける灯台・曳船の整備、検疫手続の軽減、適正水深15フィートの維持、ロシアのスリナ税関官吏・オーストリアのイスマイル副領事による月例調査等々が規定された。また原案では、ドナウ河口の浚渫事業に関して、専門技術者の委員会ないしは民間の株式会社の設立と蒸気浚渫機の導入が提案され、その財源として通行料金の賦課が提示された。しかしこの計画には外相ネッセルローデが主権の侵害として抗議したほか、通行料金の徴収にはイギリスの抵抗も予想され、またオーストリアのガラツ領事が算定した浚渫事業の年間経費10万グルデンは過小と評価され、国際条約における浚渫事業の保証は失敗した。ロシア外相ネッセルローデは、抜本的な条約改正を見送って、ひとまず現行条約の5年延長を打診したが、商務省はあくまで条約改正に固執し、また外務省は駐露大使ブオルの帰国によって交渉手段を欠いたため、奥露通商条約は失効する。⁽³⁰⁾

条約交渉の難航から、並行してドナウ河口の安全航行を維持する様々な対策が試みられた。

その第一はスリナ水道の堆積土砂を物理的に除去するものである。その手段をめぐっては、既に1839年12月、イギリスのガラツ領事カニンガム Charles Cunningham (在任1836-60年)は、オーストリアのガラツ領事フーバー Christian Wilhelm Huber とともに「スリナ水道整備株式会社」の設立を企画し、ガラツ・ブライラ両港における会社拠点の設置、カニンガム・フーバー両名の役員就任、英奥両国の民間資本による共同出資、額面100ターラー×200株の発行による資本金20,000ターラーの調達、40馬力の蒸気浚渫機の導入と14-15フィート水深の維持、通航船舶への料金徴収による運転経費13,000ターラーの調達、等々を提案した。これに対して当時の宰相メッテルニヒは、技術的な問題への疑問や、手続上ロシア政府の認可に対する懸念から、参加に難色を示す一方、現に1840年4月、新ロシア総督ヴォロンツォフが自国領内における外国資本の活動に抵抗したため、計画は頓挫していた。⁽³¹⁾ だが1850年に奥露航海条約の満了が迫ると、あらためて計画が見直され、1850年10月に蒸気浚渫機が試験運用されたが、天候不順・高波によって十分機能せず、むしろ巨大な浚渫機械の存在は船舶航行を阻害し、技術的な効果も不透明であった。⁽³²⁾

第二はドナウ河口のうち、ロシア管理下のスリナ水道を放棄し、ロシア管理権の及ばない聖ジョージ水道を整備する計画である。この計画にはオーストリア・ロイド汽船会社が関心を示し、1850年10月に同社の代理人マラッシ Pietro Marassi がガラツ・ブライラ定期汽船によって当該水道の現

地調査を行っている。この調査には同社出身の商相ブルックが支援を与え、土木関係の専門技師が参加したほか、イギリスのガラツ副領事カニンガムも乗船している。この調査の結果、当該水道は川幅がスリナ水道に匹敵するものの、そのため河口の砂州堆積も多く、やはり水深確保の拡張工事は不可欠と判断された。だが聖ジョージ水道は、1829年のアドリアノーブル条約において商船航行の自由が規定された反面、露土両国の主権が及ばない中立地帯として立入・居留が規制されており、大規模な河口拡張の作業は困難な状況にあった。⁽³³⁾

表1 スリナ水道通航船舶：船籍内訳

| | 帆船 | | | | | | 汽船 | |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|----------|----------|
| | トルコ | ロシア | オーストリア | ギリシア | イギリス | 合計 | オーストリア | 合計 |
| 1841 | 87 (18.6) | 77 (16.5) | 20 (4.3) | 196 (41.9) | 3 (0.6) | 468 (100) | | |
| 1842 | 133 (18.5) | 77 (10.7) | 37 (5.1) | 329 (45.7) | 14 (1.9) | 720 (100) | | |
| 1843 | 216 (19.7) | 149 (13.6) | 77 (7.0) | 457 (41.6) | 7 (0.6) | 1,099 (100) | | |
| 1844 | 367 (26.5) | 107 (7.7) | 105 (7.6) | 561 (40.5) | 26 (1.9) | 1,384 (100) | | |
| 1845 | 317 (24.5) | 94 (7.3) | 71 (5.5) | 587 (45.3) | 19 (1.5) | 1,296 (100) | | |
| 1846 | 500 (32.2) | 101 (6.5) | 58 (3.7) | 645 (41.5) | 52 (3.3) | 1,555 (100) | | |
| 1847 | 629 (28.4) | 112 (5.1) | 123 (5.6) | 589 (26.6) | 394 (17.8) | 2,215 (100) | 36 (100) | 36 (100) |
| 1848 | 247 (22.0) | 56 (5.0) | 99 (8.8) | 432 (38.5) | 132 (11.8) | 1,123 (100) | 35 (100) | 35 (100) |
| 1849 | 201 (17.1) | 96 (8.2) | 133 (11.3) | 447 (38.0) | 129 (11.0) | 1,175 (100) | 35 (100) | 35 (100) |
| 1850 | 177 (19.8) | 53 (5.9) | 93 (10.4) | 319 (35.6) | 106 (11.8) | 896 (100) | 40 (100) | 40 (100) |

| | 重量 (1,000トン) | | | | | | | |
|------|--------------|------------|-------------|--------------|------------|-------------|------------|------------|
| 1847 | 76.5 (25.6) | 22.8 (7.6) | 28.9 (9.7) | 94.5 (31.6) | 22.6 (7.6) | 298.9 (100) | 11.0 (100) | 11.0 (100) |
| 1848 | 42.9 (18.7) | 14.6 (6.4) | 22.4 (9.8) | 90.4 (39.4) | 21.2 (9.2) | 229.2 (100) | 10.6 (100) | 10.6 (100) |
| 1849 | 37.3 (12.0) | 22.2 (7.2) | 31.6 (10.2) | 158.4 (51.0) | 21.8 (7.0) | 310.4 (100) | 12.9 (100) | 12.9 (100) |
| 1850 | 29.4 (10.8) | 12.2 (4.5) | 19.4 (7.1) | 154.8 (56.8) | 17.7 (6.5) | 272.3 (100) | 15.4 (100) | 15.4 (100) |

典拠) H. Hajnal, *The Danube: Its Historical, Political and Economic Importance*, Hague, 1920, pp. 156- 157; C. A. Vacalopoulos, "Données statistiques sur la prédominance du potentiel hellénique dans la navigation et le commerce au bas-Danube (1837- 1858)", *Balkan Studies*, Vol. 21, 1980, pp. 109- 110.

表2 ロイド汽船会社：活動領域の編成

| ① 運行船舶 | 活動領域 | | | | | 合計 |
|--------|------------|------------|------------|------------|--|-------------|
| | レヴァント | ドナウ・黒海 | 地中海 | 国内沿海 | | |
| 1841 | 39 (16.2) | | 24 (10.0) | 178 (73.9) | | 241 (100) |
| 1842 | 38 (16.0) | | 24 (10.1) | 175 (73.8) | | 237 (100) |
| 1843 | 36 (13.1) | | 36 (13.1) | 203 (73.8) | | 275 (100) |
| 1844 | 39 (12.5) | | 46 (14.7) | 227 (72.8) | | 312 (100) |
| 1845 | 171 (26.3) | 35 (5.4) | 129 (19.8) | 316 (48.5) | | 651 (100) |
| 1846 | 168 (26.0) | 36 (5.6) | 130 (20.1) | 313 (48.4) | | 647 (100) |
| 1847 | 169 (25.7) | 35 (5.3) | 129 (19.6) | 325 (49.4) | | 658 (100) |
| 1848 | 173 (25.9) | 198 (29.7) | 127 (19.0) | 169 (25.3) | | 667 (100) |
| 1849 | 196 (25.6) | 179 (23.3) | 130 (16.9) | 262 (34.2) | | 767 (100) |
| 1850 | 202 (20.0) | 165 (16.3) | 129 (12.8) | 515 (50.9) | | 1,011 (100) |

| ② 海運収入 | (1,000グルデン) | | | | |
|--------|--------------|------------|------------|------------|-------------|
| 1841 | 514 (71.9) | | 34 (4.8) | 167 (23.4) | 715 (100) |
| 1842 | 519 (71.5) | | 29 (4.0) | 178 (24.5) | 726 (100) |
| 1843 | 442 (62.2) | | 72 (10.1) | 197 (27.7) | 711 (100) |
| 1844 | 727 (68.1) | | 143 (13.4) | 197 (18.5) | 1,067 (100) |
| 1845 | 626 (44.8) | 340 (24.4) | 198 (14.2) | 232 (16.6) | 1,396 (100) |
| 1846 | 767 (48.1) | 383 (24.0) | 183 (11.5) | 262 (16.4) | 1,595 (100) |
| 1847 | 806 (46.1) | 447 (25.6) | 194 (11.1) | 301 (17.2) | 1,748 (100) |
| 1848 | 773 (52.3) | 444 (30.1) | 129 (8.7) | 131 (8.9) | 1,477 (100) |
| 1849 | 1,191 (58.2) | 500 (24.4) | 130 (6.4) | 224 (11.0) | 2,045 (100) |
| 1850 | 1,361 (53.5) | 554 (21.8) | 180 (7.1) | 451 (17.7) | 2,546 (100) |

典拠) J. Hain, *Handbuch der Statistik des Österreichischen Kaiserstaates*, 2Bde., Wien, 1852- 53, Bd. 2, S. 416; K. K. Direktion der administrativen Statistik, *Tafeln zur Statistik der österreichischen Monarchie*, Neue Folge, Bd. 3 (für die Jahre 1855- 57), Wien, 1861.

第三はドナウ河口の通航そのものを回避し、オスマン領土ドブロジア Dobrogea の陸路を經由して黒海沿岸に到達する計画である。陸路移動の手段としては運河・鉄道があるが、世紀前半を通じて注目されたのはとくに運河建設であり、ドナウ河畔都市チェルナヴォダ Cernovoda と黒海沿岸の海港都市コンスタンツァ Constanta を接続するものであった。既に1830年にはオーストリア国防省が計画を構想し、1838年には第一ドナウ汽船会社がその実行を試み、ウィーンのロートシルト商会・シーナ商会が資金援助の意向を示している。しかしこの計画も、技術的には丘陵地帯での運河建設や、黒海西岸コンスタンツァでの港湾建設に困難が予想されたほか、経費的には現地調査によって巨額の建設資金が予想された反面、その経済効果は必ずしも明らかではなかった。また政治的にはオスマン政府が運河建設に対するロシアの反発を考慮して認可を保留したため、1844年に計画は頓挫している。⁽³⁴⁾ スリナ水道の通航困難が深刻化するなか、1851年から再び運河計画が注目されたが、技術的・金銭的な問題は依然として解決できず、やはり失敗している。⁽³⁵⁾

オーストリアがドナウ川経由の貿易・海運活動を展開し、ドイツ関税同盟に対抗する独自の通商領域を黒海・レヴァント方面に追求する上で、ロシア当局が管理するスリナ水道の通航障害は致命的な欠陥であった。その反面オーストリアは、ロシアの軍事支援によってハンガリー独立戦争・ルーマニア民族運動を阻止し、ハプスブルク帝国の維持に成功したのみならず、同じくロシアの後盾によってホルシュタイン・ヘッセン反乱、及びプロイセンのドイツ連合計画を阻止し、オーストリア盟主のドイツ連邦秩序を再建したことも事実であった。こうしてオーストリアの国際威信が1848・49年革命をめぐる奥露同盟によって保全されたとすれば、オーストリアの経済発展はスリナ水道問題をめぐる奥露対立によって攪乱された点に、シュヴァルツェンベルク外交＝ブルック通商構想の根本的な矛盾があったと言えよう。

註

(01) A. Beer, *a. a. O.*, S. 91-92; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 54-55; A. Matlekovits, *a. a. O.*, S. 19-20; A. Gaertner, *Der Kampf um den Zollverein zwischen Preußen und Österreich 1849-53*, Straßburg, 1911, S. 33-34, 61-62; H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht: Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründerzeit, 1848-1871*, Köln/ Berlin, 1966, S. 21-29; K. Koch, „Österreich und der deutsche Zollverein (1848-1871)“, A. Wandruszka (Hg.), *Die Habsburgermonarchie im System der internationalen Beziehungen*, 2Bde., Wien, 1989 [A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *a. a. O.*, Bd. 6] Teilband 1, S. 539-542.

(02) A. Beer, *a. a. O.*, S. 92-93.

(03) A. Beer, *a. a. O.*, S. 93-94; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 64-67; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 58-59.

(04) R. von Patow, *a. a. O.*, S. 3-5; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 61. 商相フォン・デア・ハイトについては、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説——プロイセン的進化の史的構造——』未来社1973年、275-276頁、高橋秀行『近代ドイツ工業政策史——19世紀プロイセン工業育成振興政策とP・C・W・ボイト——』有斐閣1986年、254-256頁。

(05) J. R. Davis, *Britain and the German Zollverein, 1848-66*, London, 1997, pp. 79-80.

(06) A. Beer, *a. a. O.*, S. 98-99; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 99-112; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 29-32.

(07) H.-W. Hahn, *a. a. O.*, S. 142-143; K. Koch, *a. a. O.*, S. 542-543.

(08) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 209-212.

(09) H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 52-56; E. Heller, *a. a. O.*, S. 103-104; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 322-323.

(10) H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 67-68, 551-553; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 323-325.

(11) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 901-902.

(12) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 906-907; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 327-328.

(13) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 907.

(14) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 908; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 196, S. 467.

- (15) C. Parry (ed.), *op. cit.*, Vol. 84, pp. 269- 286.
- (16) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 63- 70; F・ハルトゥング、前掲邦訳、294—295 頁、山田、前掲書、24—25 頁。憲法条文は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 56, S. 201- 223.
- (17) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 908- 911; F・ハルトゥング、前掲邦訳、304—305 頁、山田、前掲書、27—29 頁。租税徴収令は、E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 203, S. 474.
- (18) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 329- 330; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 208, S. 481- 482.
- (19) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 912- 915; 山田、前掲書、42—43 頁、林、前掲書、182—183 頁。
- (20) A. Beer, *a. a. O.*, S. 97- 99; H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 78- 80; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 330- 331. 条約条文は、H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 549- 550; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 181, S. 447- 449.
- (21) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 334- 335; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 212- 213, S. 487- 488.
- (22) H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 81- 92, 551- 553; E. Heller, *a. a. O.*, S. 114- 116; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 331- 334.
- (23) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 916- 917.
- (24) なお現地駐留部隊は占領地帯の放棄に反対したのに対して、閣僚の多数は首相の判断を支持し、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世も内閣の判断を尊重している。この点は、1850 年 1 月の欽定憲法が統帥権の独立を規定したにもかかわらず、国王がむしろ内閣＝行政権の判断を優先したものとして注目される。
- (25) S. Lippert, *a. a. O.*, S. 334- 336; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 918- 919.
- (26) J. Hoffmann, „Rußland und die Olmützer Punktation vom 29. November 1850“, *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 7, 1959. なおメイエンドルフは最初の駐墺大使時代（1827—32 年）の 1830 年に外務官僚プオルの実妹ゾフィー Sophie と婚姻しており、オルミュッツ会談当時の駐露大使プオルとは義理の兄弟関係にあったことも、普墺協調に献身したことの少なからず重要な背景であったと思われる。
- (27) H. Friedjung, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 117- 125, 558- 560; E. Heller, *a. a. O.*, S. 118- 125; S. Lippert, *a. a. O.*, S. 337- 339; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 919- 921; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 182, S. 449- 450; H. J. Schoeps, *Von Olmütz nach Dresden, 1850- 1851: Ein Beitrag zur Geschichte der Reformation am Deutschen Bund*, Berlin, 1972, S. 30- 35.
- (28) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 921- 922.
- (29) J. P. Chamberlain, *op. cit.*, p. 34; V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 208- 209.
- (30) M. Sauer, *a. a. O.*, S. 126- 127, 129- 130; H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 62- 63; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 235- 236.
- (31) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 195- 197; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 183- 184; M. Sauer, *a. a. O.*, S. 79- 80. だがクリミア戦争後の 1860 年代に 830 馬力の蒸気浚渫機が投入されてようやく水深 10—14 フィートが維持されたこと、また蒸気浚渫機の稼働に伴う年間経費は平均 253,473 フランに及んだこと、等々を考慮すれば、もともとカニンガムの原案による計画実現の可能性は低かったと言える。なお 1 スペイン・ターラー＝14 ²/₄₀ ピアストル。
- (32) M. Sauer, *a. a. O.*, S. 127- 128. 英墺両国の土木技師は 1858 年に浚渫経費を 100 万グルデンと算定している。
- (33) M. Sauer, *a. a. O.*, S. 128- 129; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 193- 194. オスマン帝国国内でも新たなドナウ河口経路の確保に関する関心が高まり、『コンスタンチノーブル・ジャーナル』*Journal de Constantinople* が聖ジョージ水道の開拓を期待している。J. H. Skene, *The Frontier Lands of the Christian and the Turk: Comprising Travels in the Regions of the Lower Danube in 1850 and 1851*, 2vols., London, 1853, Vol. 1, p. 386.
- (34) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 66- 67; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 192- 193, 196- 197; M. Sauer, *a. a. O.*, S. 72- 73, 78- 79; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 185- 190; P. Cernovodeanu, “Les roumaines et les premiers projets de construction d’un canal reliant le Danube à la Mer Noire (1836- 1856)”, H.- J. Schneider(Hg.), *Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte: Wirtschaftskräfte und Wirtschaftswege*, Stuttgart, 1981. モルダヴィアの場合、ドナウ河は港湾都市ガラツから穀物を搬送する唯一のルートであったが、ワラキアの場合、オスマン領内を陸送して黒海港湾コンスタンツァに到達する陸上ルートは既に存在したが、輸送距離こそ半分で済むものの、運送経費は 20 倍に達したとされる。
- (35) S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 198- 200; M. Sauer, *a. a. O.*, S. 128- 129; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 38- 39.